

札幌市職員共済組合  
第2期データヘルス計画  
(第3期特定健康診査等実施計画)

平成30年3月  
札幌市職員共済組合



## 目次

### 第1部 第2期データヘルス計画

第1章 データヘルス計画の策定にあたって	1
1 データヘルス計画の背景	1
2 データヘルス計画の狙い	1
3 他の施策・計画との関係	2
4 計画の期間及び公表	2
第2章 基本情報	3
1 加入者情報（平成28年度）	3
2 組合員数・被扶養者の状況	4
3 組合の財政状況	4
4 共済組合と事業主側の医療専門職	5
5 第2期データヘルス計画の実施体制	6
第3章 第1期データヘルス計画の振り返り	7
1 第1期データヘルス計画全体の振り返り	7
2 第1期データヘルス計画期間の個別保健事業の振り返り	8
第4章 医療費・健診データ分析	22
1 医療費全体の動向	22
2 医療費の内訳	24
3 各疾患の詳細	26
4 リスク者の状況	34
第5章 健康課題の抽出	44
第6章 第2期データヘルス計画全体目的と目標	46
第7章 第2期データヘルス計画個別保健事業計画	47
第8章 データヘルス計画の評価及び見直し	58
資料編	60

## 第2部 第3期特定健康診査等実施計画

序章 計画策定にあたって	62
1 背景及び趣旨	62
2 札幌市職員共済組合の現状	62
第1章 目標	64
1 国の参酌基準	64
2 保険者としての目標値	64
第2章 対象者数	65
1 特定健康診査	65
2 特定保健指導	65
第3章 実施方法	66
1 特定健康診査	66
2 特定保健指導	68
3 周知や案内の方法	69
4 事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法	70
5 受診券・利用券・代行機関	70
6 特定保健指導対象者の重点化	70
7 年間スケジュール	71
第4章 個人情報の保護	72
第5章 実施計画の公表・周知	72
第6章 実施計画の評価及び見直し	72
第7章 その他	73
資料編	74

第1部  
札幌市職員共済組合  
第2期データヘルス計画

平成30年3月  
札幌市職員共済組合

第1部 第2期データヘルス計画

第1章	データヘルス計画の策定にあたって	1
1	データヘルス計画の背景	1
2	データヘルス計画の狙い	1
3	他の施策・計画との関係	2
4	計画の期間及び公表	2
第2章	基本情報	3
1	加入者情報（平成28年度）	3
2	組合員数・被扶養者の状況	4
3	組合の財政状況	4
4	共済組合と事業主側の医療専門職	5
5	第2期データヘルス計画の実施体制	6
第3章	第1期データヘルス計画の振り返り	7
1	第1期データヘルス計画全体の振り返り	7
2	第1期データヘルス計画期間の個別保健事業の振り返り	8
第4章	医療費・健診データ分析	22
1	医療費全体の動向	22
2	医療費の内訳	24
3	各疾患の詳細	26
4	リスク者の状況	34
第5章	健康課題の抽出	44
第6章	第2期データヘルス計画全体目的と目標	46
第7章	第2期データヘルス計画個別保健事業計画	47
第8章	データヘルス計画の評価及び見直し	58
資料編		60

## 第1章 データヘルス計画の策定にあたって

### 1 データヘルス計画策定の背景

国民の健康増進の重要性が高まる中で「健康日本 21」の提唱、特定健診・特定保健指導の実施など、健康づくりを視점에据えた様々な取組が段階的に進められてきた。

平成 26 年 3 月には、地方公務員共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針の一部が改正され「保健事業の実施にとどまらず、禁煙や身体活動の推進、医療機関への受診勧奨などについて、地方公共団体と連携して組合員等の健康の保持増進を図るための職場環境の整備に資するよう努めること」、「組合員等の特性に応じた保健事業の効果的かつ効率的な推進を図るため、健康診査の結果、レセプト等から得られる情報、各種保健医療統計資料その他の健康・医療情報を活用して、PDCA サイクル（事業を継続的に改善するため、Plan(計画)－Do(実施)－Check(評価)－Act(改善)の段階を繰り返すことをいう。)に沿った実施に努める」こととされた。

本組合では、組合員等の健康の保持・増進、短期給付財政の安定化を図るとともに、目標の設定、実施した事業評価に基づく事業改善を行うよう、PDCA サイクルによる事業展開を目指すため、平成 27 年度から 29 年度までの間における「札幌市職員共済組合短期給付財政安定化計画〔データヘルス計画：第 1 期〕」を策定し、事業を実施してきた。

一方、平成 20 年度から、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）に基づき、40 歳から 74 歳の被保険者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び生活習慣病予防のための特定保健指導を実施してきた。また、生活習慣病予防の取り組み以外にも、がん対策、禁煙に関する取り組みなど組合員・被扶養者の健康づくりに関する取り組みを実施してきたところである。

### 2 データヘルス計画の狙い

データヘルス計画は、科学的なアプローチにより事業の実効性を高めていくことがもめられており、電子化されたレセプト情報や、特定健康診査等の結果等を適切な管理のもとで、データ分析を行い、組合員等の健康課題を把握したうえでより効果的・効率的に保健事業を実施する、いわゆるデータヘルスという考え方に基づく保健事業の展開が必要となる。

本組合では、第 1 期を踏まえ、第 2 期の実効性を上げるべく、次の 2 点に留意して計画を策定した。

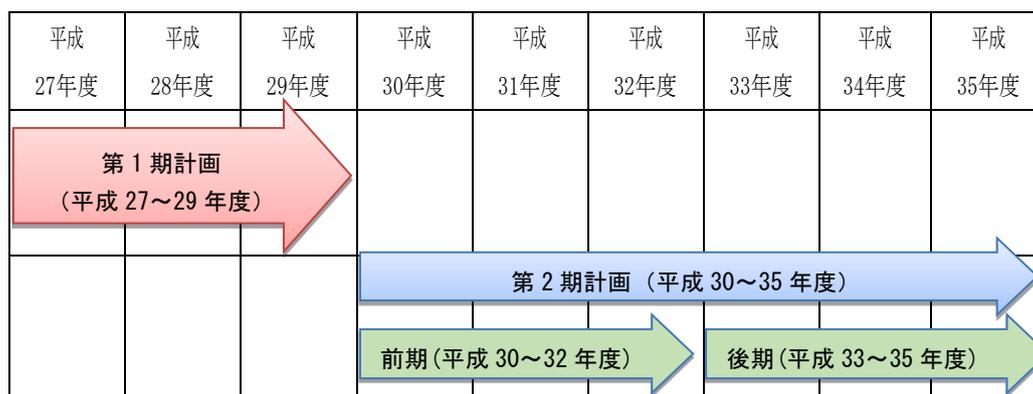
- ・課題に応じた目標設定
- ・実施保健事業評価結果の見える化

### 3 他の施策・計画との関係

本計画は、特定健康診査等実施計画とは相互に連携して策定する。「未来投資戦略2017」では保険者及び企業による健康投資の見える化を進め、生産性の向上を目指すことが掲げられている。また、個人の主体的な健康づくりを進める方策として「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」が策定されている。第2期データヘルス計画の作成は、第1期データヘルス計画だけでなく、特定健診・特定保健指導の導入以降、実施してきた種々の保健事業を振り返り、特定保健指導の実施率向上やメタボリックシンドローム該当者割合の事業所間格差の解消といった課題を解決する方策を検討する好機でもある。たとえば特定保健指導の実施率が低い場合、加入者や事業所の特性を踏まえつつ、他の組合と比較することにより、特定保健指導の効果を改めて検証し、自組合に合う効果的な方法を検討することができる。具体的には、特定健診受診後のフォローを強化する方策を導入することにより、特定保健指導への参加を促すといった組み立てを図ることが可能となる。また、第3期の特定健診・特定保健指導（平成30年度～平成35年度）から実施される運用ルールの見直しにより、限られた資源でデータヘルス事業の効果を最大化するための情報技術の活用や資源の最適配分がしやすくなる。

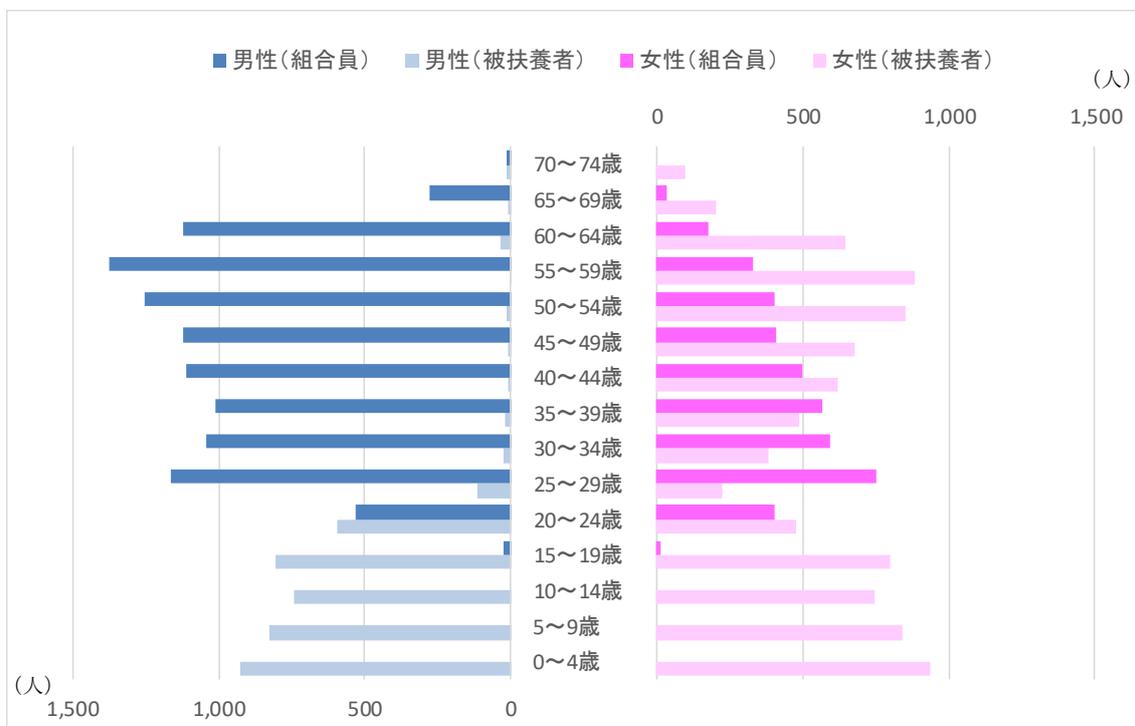
### 4 計画の期間及び公表

第2期データヘルス計画は、平成30年度～平成35年度（6年間）の保健事業の実施計画を提示し、組合員及び被扶養者の健康管理意識と健康保持増進を目的に行い、ホームページ上で広く公表するものである。平成30年度から平成32年度までを前期、平成33年度から平成35年度までを後期に区分けし、前期終了時に中間評価を実施することとしている。



## 第2章 基本情報

### 1 加入者構成（平成28年度）



(単位:人)

	組合員			被扶養者		
	男性	女性	計	男性	女性	計
75歳～						
70～74歳				12	99	111
65～69歳	279	32	311	7	204	211
60～64歳	1,120	176	1,296	33	648	681
55～59歳	1,374	328	1,702	6	884	890
50～54歳	1,252	402	1,654	12	853	865
45～49歳	1,122	411	1,533	9	679	688
40～44歳	1,110	498	1,608	7	620	627
35～39歳	1,013	569	1,582	17	489	506
30～34歳	1,042	593	1,635	26	385	411
25～29歳	1,162	751	1,913	114	222	336
20～24歳	531	401	932	596	475	1,071
15～19歳	27	12	39	807	798	1,605
10～14歳				744	746	1,490
5～9歳				827	840	1,667
0～4歳				925	935	1,860
合計	10,032	4,173	14,205	4,142	8,877	13,019

## 2 組合員数・被扶養者数の状況

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
組合員数	14,133	14,151	14,207
被扶養者数	13,764	13,404	13,079
扶養率（組合員1人当たり被扶養者数）	0.97	0.95	0.92

※組合員、被扶養者数及び扶養率は、各年度末時点の数値である。

## 3 組合の財政状況

### (1) 支出

(千円、%)

	26年度		27年度		28年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
保健給付	4,289,921	41.72	4,254,051	41.75	4,222,805	47.05
休業給付	277,919	2.70	305,430	3.00	328,852	3.66
災害給付	0	0.00	0	0.00	0	0.00
附加給付	43,668	0.42	37,201	0.37	35,565	0.40
一部負担金払戻金	62,526	0.61	62,461	0.61	61,094	0.68
老人保健拠出金	46	0.00	46	0.00	36	0.00
退職者給付拠出金	310,520	3.02	162,690	1.60	106,343	1.18
前期高齢者納付金	2,598,838	25.27	2,332,823	22.89	1,101,087	12.27
後期高齢者支援金	1,507,829	14.66	1,556,857	15.28	1,615,907	18.00
病床転換支援金	0	0.00	0	0.00	8	0.00
短期任意継続掛金還付金	4,739	0.05	7,021	0.07	6,102	0.07
連合会払込金	38,152	0.37	110,124	1.08	112,592	1.25
連合会拠出金	403,464	3.92	367,360	3.61	405,938	4.52
業務経理繰入	10,764	0.10	10,759	0.11	10,779	0.12
次年度繰越支払準備金	735,347	7.15	729,844	7.16	726,909	8.10
前期損益修正損	30	0.00	0	0.00	0	0.00
連合会返還金	0	0.00	252,674	2.48	240,968	2.68
合計	10,283,763	100.00	10,189,341	100.00	8,974,985	100.00

#### 【再掲】

医療給付費 (保健給付～一部負担金払戻金)	4,674,034	45.45	4,659,143	45.73	4,648,316	51.79
高齢者医療への拠出金 (老人保健拠出金～病床転換支援金)	4,417,233	42.95	4,052,416	39.77	2,823,381	31.46

(2) 収入

(千円、%)

	26年度		27年度		28年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
短期負担金	4,438,506	44.36	4,493,723	43.88	3,914,277	43.09
短期掛金	4,162,402	41.60	4,233,119	41.33	3,887,221	42.79
短期任継続掛金	136,985	1.37	143,844	1.40	130,509	1.00
調整交付金	0	0.00	84,847	0.83	0	0.00
特別調整交付金	252,674	2.53	156,121	1.52	0	0.00
高額医療交付金	0	0.00	94,587	0.92	116,054	1.28
育児・介護休業手当交付金	261,842	2.62	280,188	2.74	286,865	3.16
調整負担金	16,594	0.17	16,898	0.17	17,207	0.19
補助金	0	0.00	0	0.00	0	0.00
短期利息及び短期配当金	656	0.01	485	0.00	162	0.00
賠償金	9	0.00	2,278	0.02	2,476	0.03
前年度支払準備金	736,357	7.36	735,347	7.18	729,844	8.03
雑収入	0	0.00	3	0.00	0	0.00
合計	10,006,025	100.00	10,241,440	100.00	9,084,615	100.00

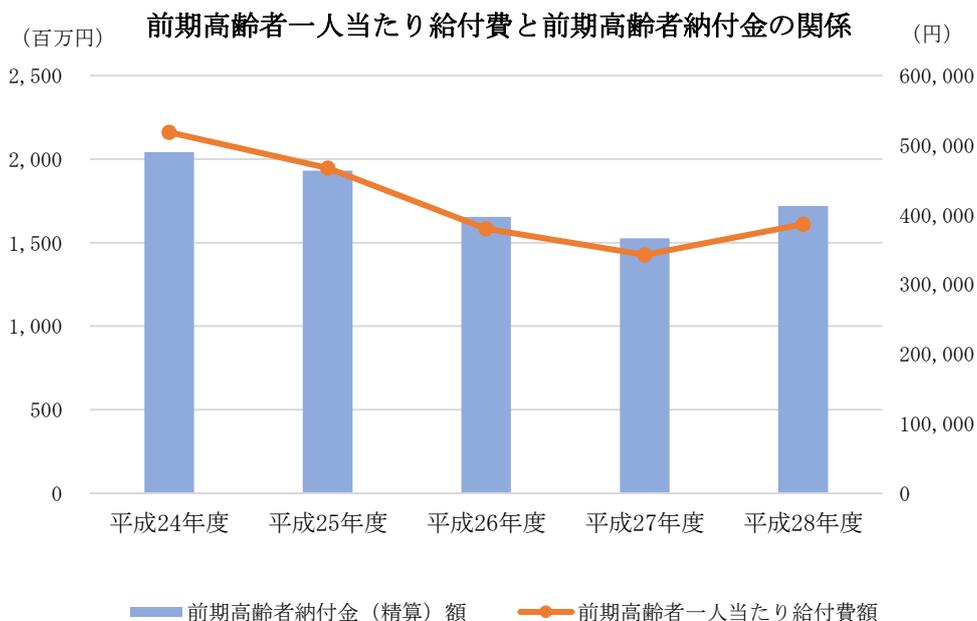
(3) 短期給付に係る掛金・負担金

(%)

	26年度			27年度			28年度		
	掛金	負担金	財源率	掛金	負担金	財源率	掛金	負担金	財源率
掛金・負担金の (標準) 期末手当等に対する割合	50.69 (3.03)	53.72	107.44	50.64 (2.84)	53.48	106.96	45.68	45.68	91.36

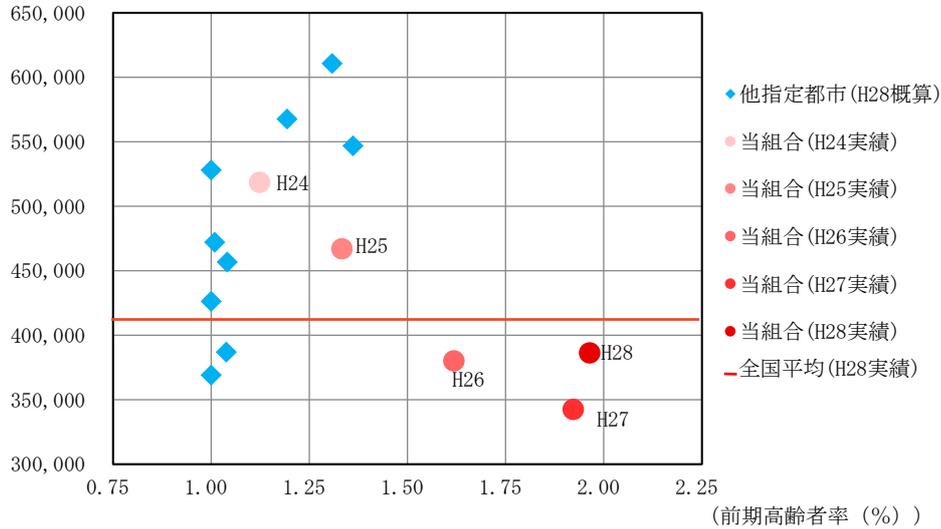
※掛金欄の( )は、調整交付金及び特別調整交付金に係る割合の合計

(4) 前期高齢者に係る分析



前期高齢者加入率及び前期高齢者一人当たり  
医療費の他指定都市共済組合との比較

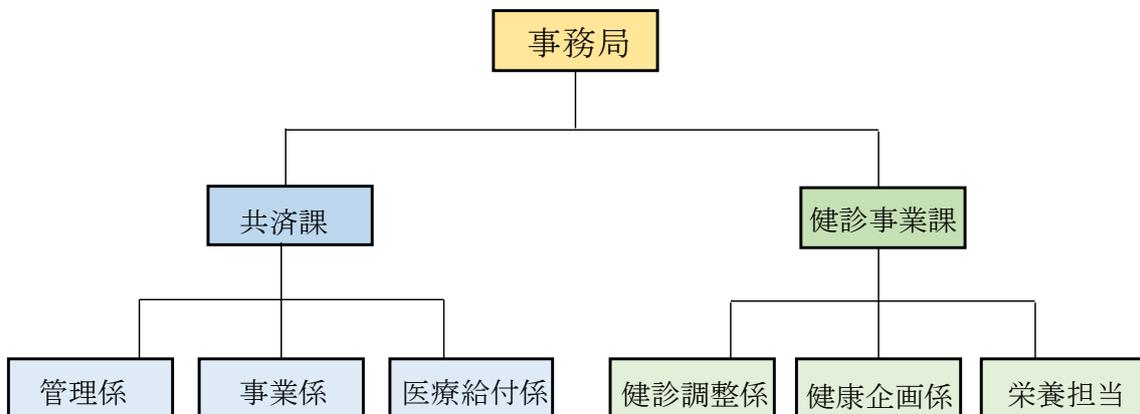
(前期高齢者一人当たり医療費 (円))



4 共済組合と事業主側の医療専門職

		共済組合と事業主側の医療専門職	
		常勤	非常勤
共済組合	顧問医師	0	0
	保健師等	3	2
事業主	産業医	24	3
	保健師等	3	5

5 第2期データヘルス計画の実施体制



### 第3章 第1期データヘルス計画の振り返り

#### 1 第1期データヘルス計画全体の振り返り

確認する項目	良かった点（できたこと）	改善すべき点（できなかったこと）
計画の策定体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師等も交えて、他課と連携して計画の策定を行った。</li> <li>・共済組合内での周知は図られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コラボヘルスを見越した事業主との情報共有や周知までは行えなかった。</li> </ul>
現状分析の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各保健事業の実施状況から、成功要因と課題・阻害要因の両方を洗い出すことができた。</li> <li>・レセプト、検診データ突合分析により、組合特性を把握できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題のより詳細な内容把握ができれば、さらによかった。</li> <li>・計画策定時は自前での分析であったが、28年度から外部委託により医学的知見に基づいた分析を行っており、今後、第2期の計画に生かしていく。</li> </ul>
課題の抽出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ分析結果から複数の課題を抽出できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のとおり、医学的知見に基づいたデータ分析を始めたため、今後は、さらに踏み込んだ課題の洗い出しを行いたい。</li> </ul>
事業の選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出した課題のうち、特に緊急を要すると思われるものから実施を検討することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の事業の優先度についても、体制や予算等を考慮した検討が必要。</li> </ul>
事業の計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容について、各年度ごとの実施計画を掲載することができた。</li> <li>・選定したすべての事業に目標を設定することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標を、アウトカム・アウトプットといった数値目標で定めることが難しい事業があった。</li> </ul>
事業評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定したすべての事業に評価指標を設定することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な数値による評価指標を設定したものもあれば「人数の増加」といった指標にとどまるものもあり、すべてを数値で設定することが難しかった。</li> </ul>
組合員（被扶養者）への情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合HP（イントラ・外部）、機関誌で広報、周知を行った。</li> <li>・グラフなどを活用し、わかりやすい内容になるよう努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さらにわかりやすく、見やすい内容について検討が必要。</li> </ul>

2 第1期データヘルス計画期間の個別保健事業の振り返り

特定健診（組合員）	
目的と概要	<p>【目的】生活習慣病の予防</p> <p>【概要】事業主が行う定期健康診断と共同実施（直営施設）</p>
対象者	組合員
実施状況	<p>【平成28年度実績】</p> <p>受診者数 7,483名</p> <p>実施率 92.8%</p> <p>※人間ドック受診者を含む</p>
成功・推進要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通年実施</li> <li>・事業主との連携</li> </ul>
課題・阻害要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未受診者対策</li> </ul>
評価（達成度）	アウトカム：100%

特定健診（被扶養者）	
目的と概要	<p>【目的】生活習慣病の予防</p> <p>【概要】組合員と同じ直営施設で実施</p>
対象者	被扶養者
実施状況	<p>【平成28年度実績】</p> <p>受診者数 2,590名</p> <p>実施率 65.4%</p> <p>※人間ドック受診者を含む</p>
成功・推進要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通年実施</li> <li>・機関誌等での周知</li> </ul>
課題・阻害要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未受診者対策</li> <li>・利便性の向上</li> </ul>
評価（達成度）	アウトカム：73%

特定保健指導	
目的と概要	<p>【目的】糖尿病等の生活習慣病の発症予防</p> <p>【概要】特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、身体状況に合わせた生活習慣を見直すための指導を委託により実施。</p>
対象者	組合員・被扶養者のうち、「動機付け支援」「積極的支援」となった者
実施状況	<p>【平成28年度実績】</p> <p>実施率 23.5%</p> <p>【時期】</p> <p>通年</p>
成功・推進要因	<p>要望に応じて職場に出向いて実施</p> <p>組合員に対し未受講勧奨を実施</p>
課題・阻害要因	<p>特定保健指導受講場所の利便性が悪い</p> <p>積極的支援の取り組み期間が長い</p>
評価（達成度）	アウトカム：52%

事業主健診（組合員）	
目的と概要	<p>【目的】職員の健康確保</p> <p>【概要】労働安全衛生法に基づく定期健康診断</p>
対象者	組合員
実施状況	<p>【平成28年度実績】</p> <p>受診者数 5,600名</p>
成功・推進要因	・通年実施したこと
課題・阻害要因	・未受診者対策
評価（達成度）	—

健診受診勧奨	
目的と概要	【目的】健診未受診者の減少 【概要】組合員及び所属長に文書を送付
対象者	組合員のうち健診未受診者
実施状況	【平成28年度実績】 勧奨実施数 266名
成功・推進要因	・勧奨時期の設定
課題・阻害要因	・勧奨方法の検討が不十分だった点
評価（達成度）	—

人間ドック	
目的と概要	【目的】疾病の予防・早期発見 【概要】希望制（費用の一部負担あり※）により実施（法定部分は事業主負担） ※年齢ポイントにより無料
対象者	組合員のうち人間ドック希望者
実施状況	【平成28年度実績】 受診者数 4,222名
成功・推進要因	・通年実施で行ったこと ・年齢無料ポイントの実施（40歳・45歳・50歳・55歳・60歳）
課題・阻害要因	—
評価（達成度）	—

乳がん検診	
目的と概要	【目的】乳がんの早期発見 【概要】希望制により実施（無料）
対象者	組合員のうち乳がん検診希望者
実施状況	【平成28年度実績】 受診者数 3,258名
成功・推進要因	・特定健診等との同時実施にしたこと
課題・阻害要因	—
評価（達成度）	—

子宮がん検診	
目的と概要	<p>【目的】 子宮がんの早期発見</p> <p>【概要】 希望制により実施（無料）</p>
対象者	組合員のうち子宮がん検診希望者
実施状況	<p>【平成 28 年度実績】</p> <p>受診者数 4,886 名</p>
成功・推進要因	・ 特定健診等との同時実施
課題・阻害要因	—
評価（達成度）	—

メタボ対策プロジェクト	
目的と概要	<p>【目的】 肥満者の多い局と協働した生活習慣病予防対策</p> <p>【概要】 局の担当者との連携により、職場の特性に合わせた健康上の課題について定期的に健康情報の資料を作成し、担当者から職員への情報発信</p>
対象者	消防局と交通局の組合員
実施状況	<p>【実施状況】 健康情報を毎月作成、送付し消防局はホームページで発信、交通局は職場で掲示</p> <p>交通局の職員研修で健康管理の講義</p> <p>【時期】 情報提供は通年で実施、研修は年 1 回実施</p>
成功・推進要因	勤務内容や勤務時間等、職場の状況に合わせた助言を行うため、健康情報の周知媒体や方法について局担当者と検討
課題・阻害要因	新たなアプローチ方法の検討
評価（達成度）	—

禁煙教室	
目的と概要	<p>【目的】喫煙者の禁煙機会の提供、職場の禁煙意識の醸成</p> <p>【概要】保健師や、同じ職場の非喫煙者からの支援を受け、4週間の完全禁煙に向けた通信制プログラム。</p>
対象者	組合員
実施状況	<p>【平成28年度実績】</p> <p>禁煙希望者数 36人</p> <p>支援者（非喫煙者）数 33人</p> <p>禁煙成功者数 22人</p> <p>成功率 61.1%（目標50%）</p> <p>【アウトカム評価】100%</p> <p>【時期】7月・11月 2クール実施</p>
成功・推進要因	<p>禁煙成功者とその支援者に対し、インセンティブとして電波時計を贈呈</p> <p>保健師・支援者によるタイムリーな励まし。</p>
課題・阻害要因	参加者数の維持・増加
評価（達成度）	アウトカム目標100%（目標：禁煙成功率50%）

健康講話	
目的と概要	<p>【目的】職場の特性に応じた職員の健康管理の普及啓発</p> <p>【概要】事業主が主催する職員研修や、各職場、安全・衛生委員会等において、保健師・管理栄養士が行う健康講話</p>
対象者	組合員
実施状況	<p>【平成28年度実績】</p> <p>職員研修（9回）1,263人</p> <p>職場健康ゼミ（38回）1,014人</p> <p>安全衛生委員会等（8回）167人</p> <p>【時期】</p> <p>随時</p>
成功・推進要因	<p>庁内ホームページへの実施報告の掲載。</p> <p>電子キャビネットへ案内文や申込書を掲載。</p>
課題・阻害要因	新しい講話内容の考案
評価（達成度）	—

再検査及び保健指導	
目的と概要	<p>【目的】 事業主健診での要再検査者への検査及び保健指導</p> <p>【概要】 再検査及び産業医の指示による保健指導、随時健康相談の実施</p>
対象者	<p>組合員・被扶養者のうち 再検査の判定があった者及び相談希望者</p>
実施状況	<p>【平成 28 年度実績】 再検査実施数 1,870 人 (再掲) 保健指導実施数 68 人/栄養指導実施数 170 人 随時健康相談：電話 20 人/来所 3 人</p> <p>【時期】 通年</p>
成功・推進要因	<p>再検査未受診勧奨の実施 リフレでの再検査は無料であること</p>
課題・阻害要因	<p>経年的な未受診者への対応。(システムが、単年度での抽出しかできない。)</p> <p>健診受診後、数か月経過してからの受診状況を確認し、所属長通知を実施。</p>
評価 (達成度)	—

再検査等受診勧奨	
目的と概要	<p>【目的】 健診にて再検査の判定があるが未受診の方の早期受診を促す</p> <p>【概要】 個別に文書を送付</p>
対象者	<p>組合員・被扶養者のうち 再検査・要精密検査・要治療判定があった者で未受診の者</p>
実施状況	<p>【平成 28 年度実績】 未受診勧奨実施数：4926</p> <p>【実施状況】 健診受診後、2～3か月後に実施</p> <p>【時期】 通年</p>
成功・推進要因	<p>健診結果が出た直後、所属長へ健診結果(判定)を通知し、個別に未受診勧奨文を送付。また血圧及び血糖未受診者へは、受診勧奨文に加えパンフレットを送付したこと。</p>
課題・阻害要因	<p>経年的な未受診者への対応。(システムが、単年度での抽出しかできない。)</p> <p>健診受診後、数か月経過してからの受診状況を確認し、所属長通知を実施。</p>
評価 (達成度)	アウトカム 100% (目標：再検査受診率 50%)

「札幌市職員の健康状況」冊子の作成	
目的と概要	<p>【目的】事業主や安全・衛生委員会等への情報提供、健康づくり事業計画・評価への基礎データとする。</p> <p>【概要】職員の健診結果及び問診票による生活習慣の状況についてまとめ、分析する。</p>
対象者	組合員・被扶養者
実施状況	<p>【平成28年度実績】事業主及び産業医、全ての安全・衛生委員会等へ冊子を送付</p> <p>【時期】8月</p>
成功・推進要因	安全・衛生委員会毎の健康状態を把握することが可能となり、健康管理への意識向上につながる。
課題・阻害要因	主に単年度集計であるため、経年的な経過がわかりにくい。
評価（達成度）	—

生活習慣改善プログラム	
目的と概要	<p>【目的】食生活を中心とする生活習慣改善への動機付けを行う</p> <p>【概要】教材を活用し、自身で設定した生活習慣改善の目標に4週間取り組む</p>
対象者	組合員
実施状況	<p>【平成28年度実績】参加者数 387人</p> <p>【時期】8月</p>
成功・推進要因	個別案内を実施 庁内ホームページを活用し、事業周知や資料の提供を実施 終了者へインセンティブを付与
課題・阻害要因	新しいコースの構築
評価（達成度）	—

糖尿病予防教室	
目的と概要	<p>【目的】糖尿病の知識を得て、食事や運動等の生活習慣と血糖との関連に気づくことで、生活習慣の改善を図る</p> <p>【概要】健康診断で血糖値が高い方を対象に教材を活用し、専門スタッフの支援を受けながら1ヶ月間、自身で設定した生活改善目標に取り組む通信制のプログラム</p>
対象者	組合員・被扶養者
実施状況	<p>【平成28年度実績】</p> <p>参加者 102人（職員90人、家族12人）</p> <p>実施回数 年3回実施</p> <p>【時期】7月、10月、1月</p>
成功・推進要因	<p>健康診断の結果、血糖値の高い対象者に個別の参加勧奨を実施</p> <p>参加希望者に食事診断の実施</p> <p>血糖値を上げないための生活習慣として、実行可能な目標設定を重視した資料の作成</p>
課題・阻害要因	事業の経年実施により、参加者数の減少
評価（達成度）	—

食と健康情報啓発リーフレット	
目的と概要	<p>【目的】組合員及びその家族の生活習慣病を予防や健康的な食習慣の維持のため、必要な情報を提供する</p> <p>【概要】食と健康情報を掲載したリーフレットを作成し、家庭配布する。</p>
対象者	組合員・被扶養者
実施状況	<p>【平成28年度実績】リーフレット配布数 13,825部</p> <p>【時期】共済だより秋号配布時期</p>
成功・推進要因	家庭配布することにより、食と健康に関する情報を組合員の家族が目にする機会が増えた。
課題・阻害要因	年4回の共済だよりの中で栄養情報を掲載し、その内容につなげられるリーフレットにするよう内容の精査が必要。
評価（達成度）	—

健康づくり普及啓発	
目的と概要	<p>【目的】健康情報を提供することにより健康意識を醸成する。</p> <p>【概要】</p> <p>① 健診所及び指導室における掲示、フードモデル等に指導媒体の展示、各種パンフレット等の配架</p> <p>② 庁内ホームページでの情報発信</p>
対象者	組合員・被扶養者
実施状況	<p>【平成 28 年度実績】</p> <p>① 各種パンフレット等の配布数 7,439 部</p> <p>② 庁内ホームページ閲覧数 126,934 人</p> <p>【時期】 通年</p>
成功・推進要因	<p>職員の健康上の課題に特化した内容や健康に関する新しい内容の情報提供</p> <p>資料作成や展示方法の工夫</p>
課題・阻害要因	資料作成や展示方法の工夫
評価（達成度）	—

育児雑誌の配布	
目的と概要	<p>【目的】乳児期の健康管理の啓発及び産婦のメンタルヘルス対策</p> <p>【概要】子の出生後2～3か月後から1年間、育児雑誌（月刊誌）を配布する。</p>
対象者	出産費又は家族出産費の支給を受けた組合員・被扶養者
実施状況	<p>【平成 28 年度実績】</p> <p>雑誌の配布 年 12 回</p> <p>月平均 334 部</p>
成功・推進要因	自宅への送付
課題・阻害要因	—
評価（達成度）	—

風邪予防対策	
目的と概要	<p>【目的】 風邪予防の促進</p> <p>【概要】 健康管理対策の一環として事業主が設置した「うがい器」に補充する薬液の助成を行う。</p>
対象者	主に市役所本庁舎及び消防局庁舎に勤務する組合員
実施状況	<p>【平成 28 年度実績】</p> <p>市役所本庁舎・消防局庁舎 518 千円（うがい薬 2570相当）</p>
成功・推進要因	—
課題・阻害要因	事業主所有の「うがい器」の老朽化、維持・管理体制
評価（達成度）	—

契約保養所宿泊助成	
目的と概要	<p>【目的】</p> <p>組合員と被扶養者の健康増進・保持、元気回復</p> <p>【概要】</p> <p>組合員と被扶養者に対して、契約保養所の宿泊助成を行う。</p>
対象者	3歳以上の組合員・被扶養者
実施状況	<p>【実施状況】</p> <p>28年度実績 契約保養所 41 か所</p> <p>直営保養所「溪流荘」</p> <p>大人 3,000 円、小人 1,500 円</p> <p>その他の保養所</p> <p>大人 2,500 円、小人 1,250 円</p> <p>【時期】</p> <p>28年4月～29年3月</p>
成功・推進要因	ホームページや共済だより等による助成制度の周知、契約保養所の新規指定
課題・阻害要因	契約保養所の閉館、保養所利用者の減少 他団体の類似制度との重複整理・制度の見直し
評価（達成度）	—

インフルエンザ予防接種助成事業	
目的と概要	<p>【目的】 インフルエンザの予防対策</p> <p>【概要】 組合員が受けたインフルエンザ予防接種の費用に対し助成を行う。</p>
対象者	組合員
実施状況	<p>【平成 28 年度実績】 1 人 1 回 1,000 円 3,607 件</p> <p>【時期】</p> <p>28 年 10 月～29 年 3 月接種分に対し 29 年 3 月に助成金交付</p>
成功・推進要因	ホームページや共済だより等による助成制度の周知、インフルエンザ予防意識の向上
課題・阻害要因	対象者を被扶養者へ拡大
評価（達成度）	—

後発医薬品の使用促進	
目的と概要	<p>【目的】 後発医薬品の使用率を向上させ、組合員負担の軽減及び医療保険財政の改善を目指す。</p> <p>【概要】</p> <p>①慢性疾患にかかる医薬品に切り替えた際の自己負担差額が 500 円以上／月の組合員及び被扶養者に対し自宅に差額通知を送付</p> <p>②共済組合ホームページにおける周知</p> <p>③共済組合広報誌による周知</p>
対象者	組合員・被扶養者（①は該当者のみ）
実施状況	<p>【平成 28 年度実績】</p> <p>アウトプット：差額通知の送付 1,174 件（目標 1,000 件）</p> <p>アウトカム：後発医薬品使用率 72.16%（28 年度末数量ベース・目標：60%以上）</p> <p>【実施状況】</p> <p>1 回目：28 年 4～6 月受診（慢性疾患（アレルギー性鼻炎・花粉症を除く）のうち該当者 938 名（28 年 9 月末送付）</p> <p>2 回目：28 年 4～6 月受診（アレルギー性鼻炎・花粉症）のうち該当者 236 名（29 年 3 月末送付）</p>
成功・推進要因	継続的な差額通知やホームページ等による周知
課題・阻害要因	<p>0 歳～9 歳の層の利用率向上</p> <p>慢性疾患以外の効果的な通知対象の検討</p> <p>通知を送付しても効果が見込まれない人への対策</p>
評価（達成度）	アウトプット目標：100%、アウトカム目標：100%

医科・歯科・調剤レセプト審査・第三者加害行為等による請求分の把握	
目的と概要	<p>【目的】医療費の適正化</p> <p>【概要】資格審査及び第三者行為・公務災害レセプトの点検を実施。また業務委託により、診療内容点検、縦覧点検及び横覧点検を実施。第三者行為・公務災害によるものは求償事務を行う。</p>
対象者	組合員・被扶養者
実施状況	<p>【実施状況】</p> <p>医科・歯科・調剤レセプト・・・資料編1－(2)のとおり</p> <p>&lt;第三者行為H28年度実績&gt;</p> <p>求償件数 4件</p> <p>求償金額 2,475,705円</p> <p>&lt;公務災害H28年度実績&gt;</p> <p>求償件数 2件</p> <p>求償金額 53,433円</p>
成功・推進要因	継続的な点検による医療費の適正化。
課題・阻害要因	－
評価（達成度）	－

医療費通知	
目的と概要	<p>【目的】医療費の通知</p> <p>【概要】被扶養者分を含め組合員宛てに通知</p>
対象者	組合員・被扶養者
実施状況	<p>【H28年度実績】</p> <p>医療費通知ハガキにより年12回通知</p> <p>組合員は所属所経由で通知</p> <p>任意継続組合員には自宅宛て通知</p>
成功・推進要因	医療費の適正化
課題・阻害要因	－
評価（達成度）	－

機関誌・広報媒体の配布	
目的と概要	<p>【目的】 情報発信、健康意識の啓発</p> <p>【概要】 年1回広報誌の組合員自宅送付の実施（対象者の100%）</p>
対象者	組合員
実施状況	<p>【アウトプット・アウトカム評価（28年実績）】</p> <p>アウトプット：組合員の自宅送付率93.1%（目標100%）</p> <p>アウトカム：－</p> <p>【実施状況】 28年10月自宅送付</p>
成功・推進要因	機関誌の自宅送付により、組合員本人や被扶養者に対して保健事業を広く周知できた。また、機関誌が定期的に発行されていることを被扶養者が認知することで、機関誌の自宅持ちかえりの機会向上にも寄与した。
課題・阻害要因	<p>単身組合員には個別配達効果は低い。</p> <p>年1回の自宅送付のため効果は限定的である。</p>
評価（達成度）	アウトプット目標：93.1%、アウトカム目標：－

被扶養者資格の適正化	
目的と概要	<p>【目的】</p> <p>被扶養者資格の適正化</p> <p>【概要】</p> <p>被扶養者の資格の確認調査。</p>
対象者	被扶養者（3月は条件該当者）
実施状況	<p>【実施状況（28年度実績）】</p> <p>①全被扶養者の資格調査</p> <p>被扶養者の収入、組合員との同居別居、別居の場合の送金状況、在学状況等の確認。</p> <p>対象被扶養者12,658名（28年7月実施）</p> <p>②事業収入のある被扶養者の収入調査</p> <p>対象被扶養者97名（29年3月実施）</p>
成功・推進要因	継続的な調査の実施
課題・阻害要因	－
評価（達成度）	－

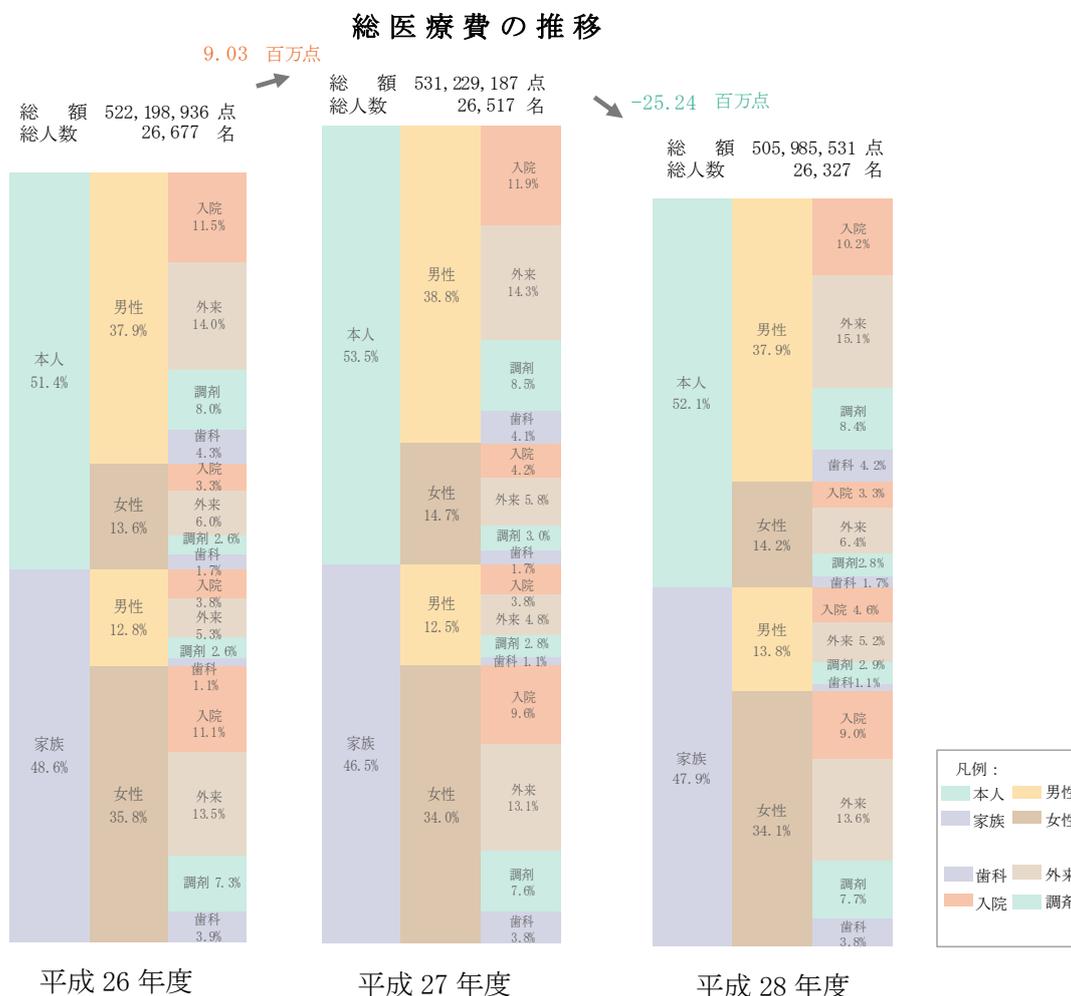
療養費の適正化	
目的と概要	<p><b>【目的】</b> 療養費の適正化</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>①柔整、はり・きゅう及びあん摩マッサージの申請書に係る資格審査を実施。</p> <p>②はり・きゅう及びあん摩マッサージの申請書に係る内容審査（医科レセプトとの併用受診確認）を実施。</p> <p>③柔整の申請書に係る内容審査を業務委託により実施。（組合員あて施術内容確認文書の送付（対象：初検、長期受診、多日数及び三部位以上の治療等））</p> <p>④柔整、はり・きゅう及びあん摩マッサージの適切なかかり方について、共済組合ホームページ及び広報誌にて周知。</p>
対象者	組合員・被扶養者
実施状況	<p><b>【実施状況】</b> 柔整レセプトの審査状況については資料編1(1)のとおり</p>
成功・推進要因	継続的な点検による医療費の適正化。
課題・阻害要因	—
評価（達成度）	—

## 第4章 医療費・健診データ分析（※本分析は総点数ベースで行っています）

### 1 医療費全体の動向

#### (1) 年間医療費の推移

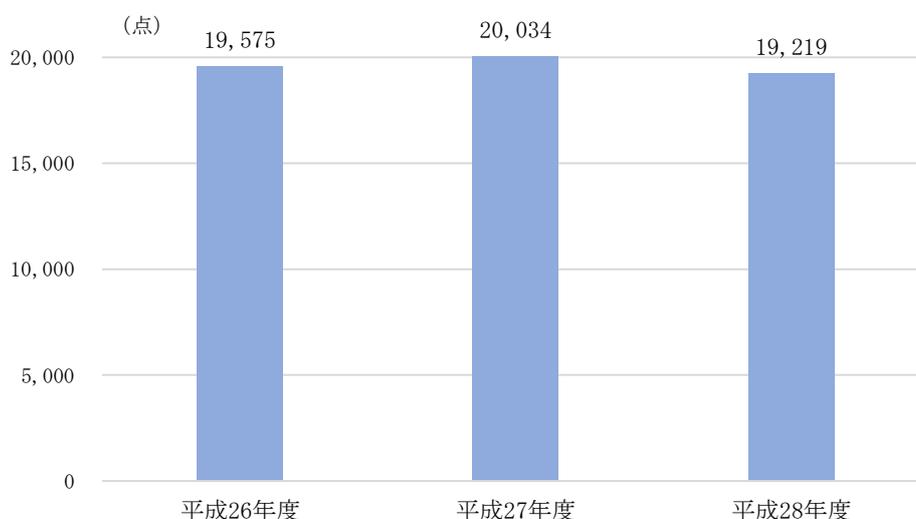
平成26年度の医療費（522.2百万点）と比較し、平成28年度の医療費は506.0百万点で約3.1%減少している。内訳をみると、特に本人・男性と家族・女性において医療費が減少している。平成26年度から平成27年度にかけて医療費が増加しているのは高額薬剤（オプジーボ、ハーボニーなど）が登場したことも要因の1つと考えられる。



(2) 一人当たり医療費の推移

一人当たり医療費をみると平成26年度（19,575点）から平成28年度（19,219点）にかけて約1.9%減少している。一人当たり医療費の内訳に関してみても、総医療費の増減と同様に、特に本人・男性、家族・女性にて減少している。

一人当たり医療費の推移



本人家族および男女別一人当たり医療費内訳

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
本人	19,980 点	20,897 点	19,361 点
家族	18,929 点	18,890 点	18,855 点
本人男性	21,223 点	21,864 点	20,416 点
本人女性	17,172 点	18,707 点	17,019 点
家族男性	16,366 点	16,582 点	17,445 点
家族女性	20,053 点	19,909 点	19,439 点

## 2 医療費の内訳

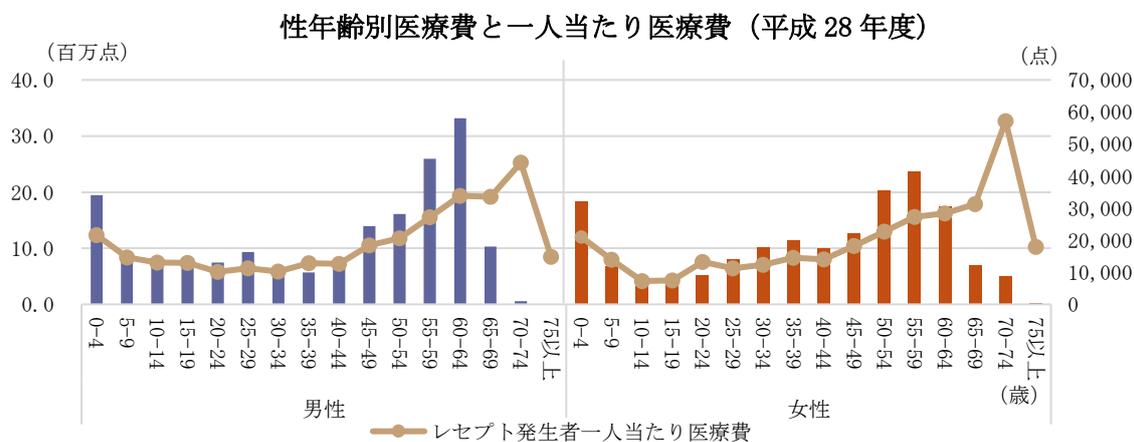
### (1) 総医療費のレセプト種別内訳

レセプト種別で平成26年度と平成28年度の医療費を比較すると、内科及び歯科レセプトを集計した医療費は減少傾向であるが、調剤レセプトを集計した医療費は増加傾向にある。

	医療費総額	医療費内訳			一人当たり医療費
		内科	歯科	調剤	
平成26年度	522.2 百万点	357.8 百万点	57.2 百万点	107.1 百万点	19,575 点
平成27年度	531.2 百万点	358.7 百万点	56.6 百万点	115.9 百万点	20,034 点
平成28年度	506.0 百万点	341.5 百万点	54.3 百万点	110.2 百万点	19,219 点
平成26年度－平成28年度 の変化	0.97 倍	0.95 倍	0.95 倍	1.03 倍	0.98 倍

### (2) 性年齢別医療費および最大医療費疾患群（平成28年度）

性年齢別に医療費をみると、男性では60-64歳代で、女性では55-59歳代で医療費が最大となっている。また、各年代で最大の医療費がかかっている疾患群をみると、男性では20-40代で消化器系、50代以降に循環器系となって女性では40歳代以降70歳代まで新生物が最大医療費疾患となっている。



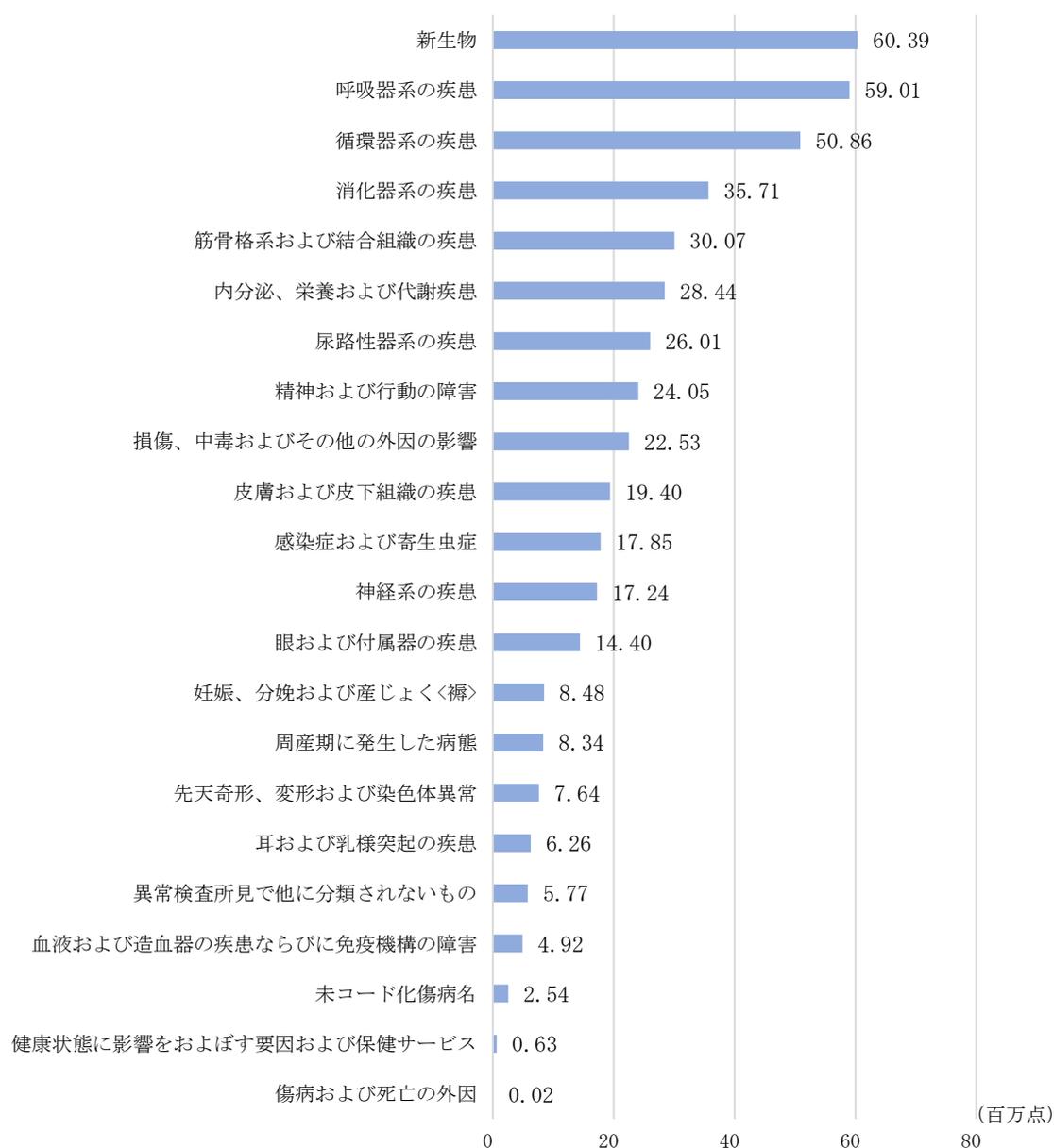
### 性年齢別最大医療費疾患（平成28年度）

	0歳台	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳台
男性	呼吸器系	新生物	消化器系	消化器系	消化器系	循環器系	循環器系	呼吸器系
	35.8%	18.5%	21.5%	18.0%	11.5%	19.8%	24.8%	24.9%
女性	呼吸器系	呼吸器系	循環器系	妊娠関連	新生物	新生物	新生物	循環器系
	34.9%	22.8%	22.6%	20.0%	22.0%	22.2%	20.2%	19.2%

### (3) 疾患別医療費（平成28年度）

疾患別に平成28年度医療費をみると、「新生物」医療費が60.39百万点で最も大きくなっている。次いで、「呼吸器系」の59.01百万点となっている。上位4疾患で全体の50%以上の医療費がかかっている。

疾患別医療費（平成28年度）



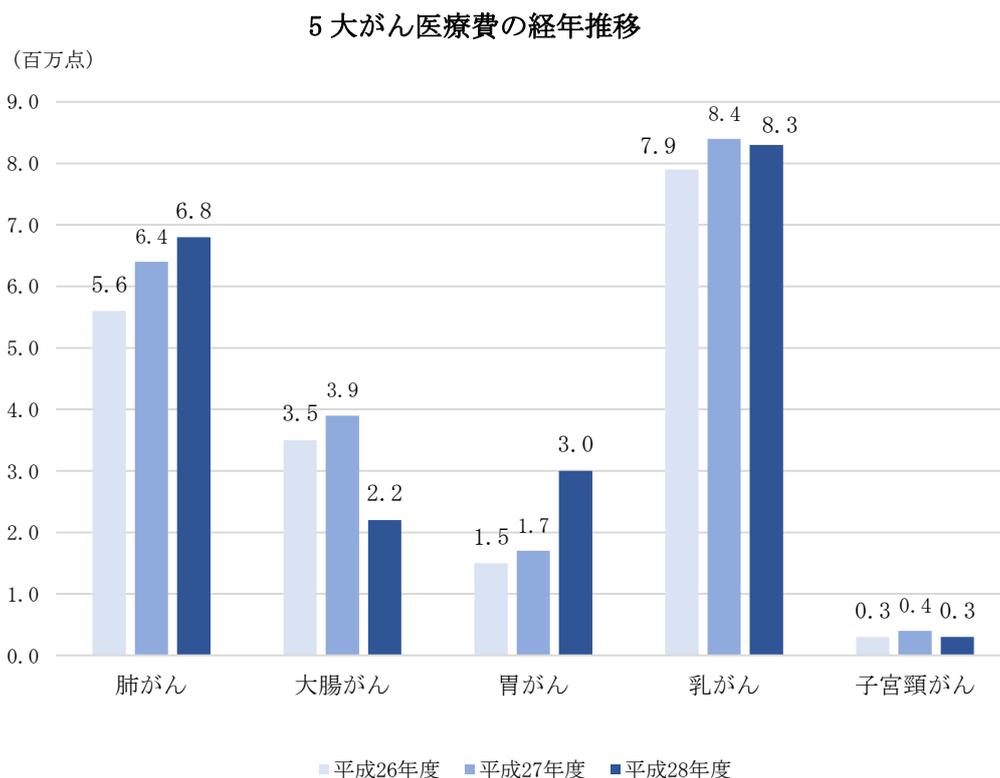
### 3 各疾患群の詳細

#### (1) 5大がんの詳細

##### ① 5大がん医療費の経年推移

5大がんの総医療費に関して、平成26年度と平成28年度を比較すると、肺がん、胃がん、乳がんが医療費が増加している。特に、胃がんでは医療費が1.5百万点から3.0百万点へと約2倍に増加している。医療費が最も大きいのは、乳がんの8.3百万点である。次いで、医療費が大きいのは肺がんの6.8百万点であり、肺がんに関しては3年間一貫して医療費が増加傾向にある。

※本医療費集計は、「がん疑い」での検査目的で受診した際の費用も含まれています



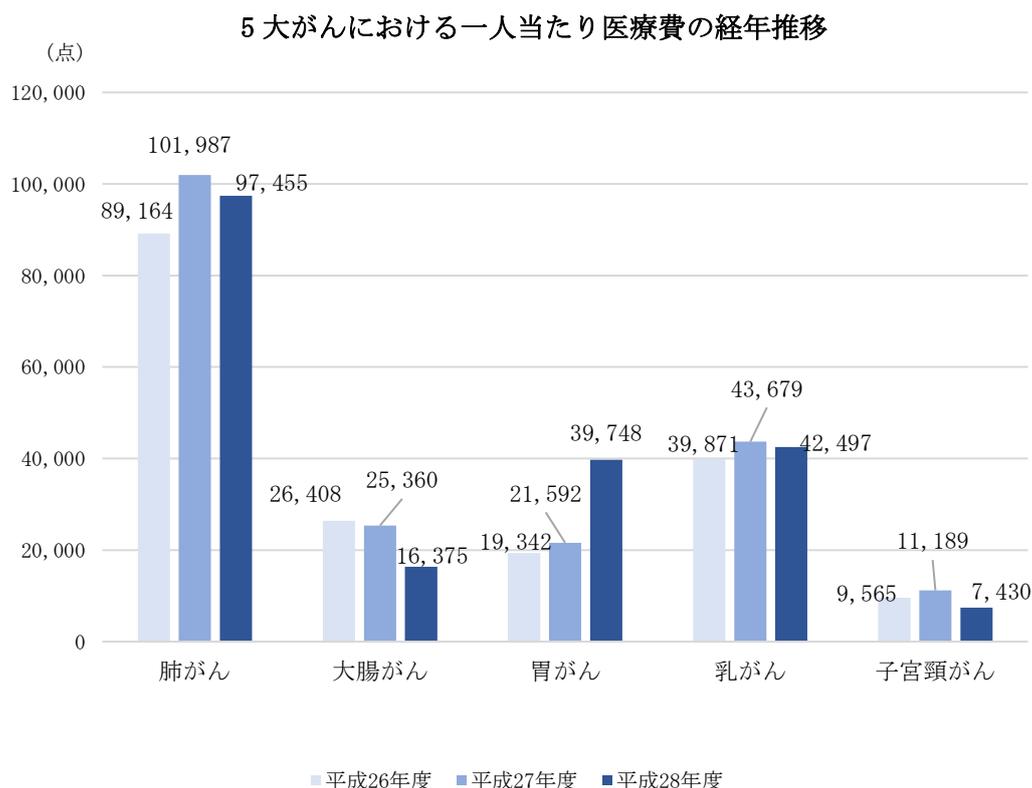
## ② 5大がんにおける一人当たり医療費の経年推移

5大がんにおける一人当たりの医療に関して平成26年度と平成28年度を比較すると、肺がん、胃がん、乳がんにおいて一人当たり医療費が増加している。これは、3(1)①でみた5大がん総医療費の推移と同様の傾向となっている。

ただし、肺がんに関しては、3(1)①では一貫した増加傾向を見せていたものが、一人当たり医療費では、平成27年度医療費が最も高くなる結果となっている。

乳がんに関しては、一人当たり医療費が胃がんとほぼ変わらないにもかかわらず、3(1)①でみた総医療費では2倍以上医療費がかかっているため、そのぶんレセプト発生者数が多いことが分かる。

※本医療費集計は、「がん疑い」による検査目的で受診した際の費用も含まれています

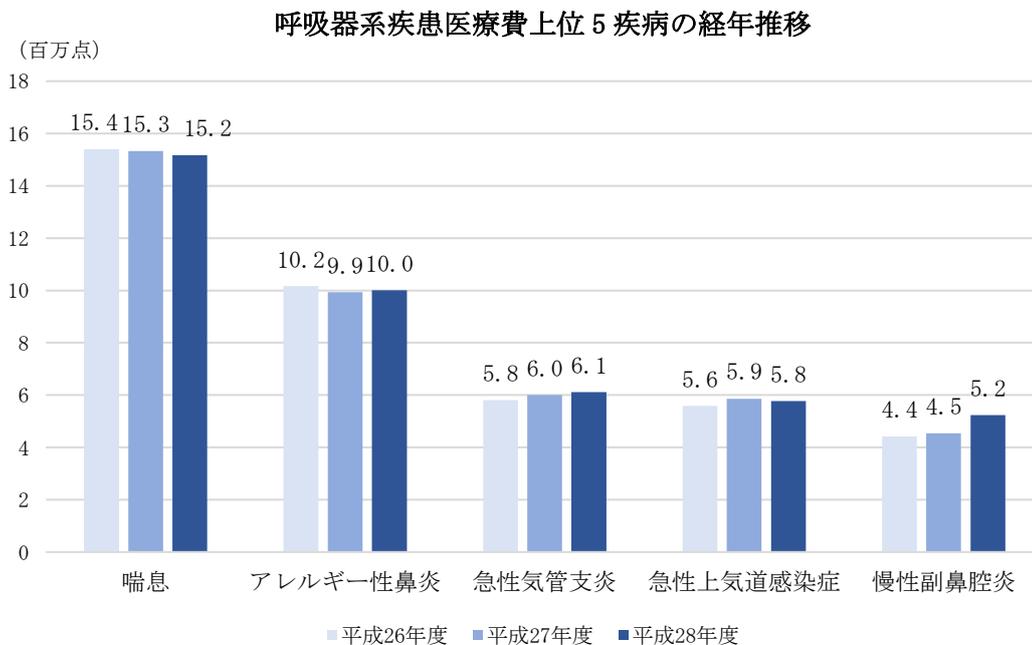


(2) 呼吸器系疾患医療費の状況

① 呼吸器系疾患医療費上位5疾病の医療費経年推移

平成28年度の呼吸器系疾患医療費は59.01百万点（第4章2(3)）で、疾患別にみて2番目に大きい額である。この中で医療費の上位5疾病をみると、1位：喘息、2位：アレルギー性鼻炎、3位：急性気管支炎、4位：急性上気道感染症、5位：慢性副鼻腔炎となっている。平成26年度と平成28年度を比較すると、慢性副鼻腔炎の医療費が一貫して増加傾向にある。

一人当たり医療費に関しても、慢性副鼻腔炎が増加しており、他の4疾病に関しては、減少もしくは横ばいの状況である。

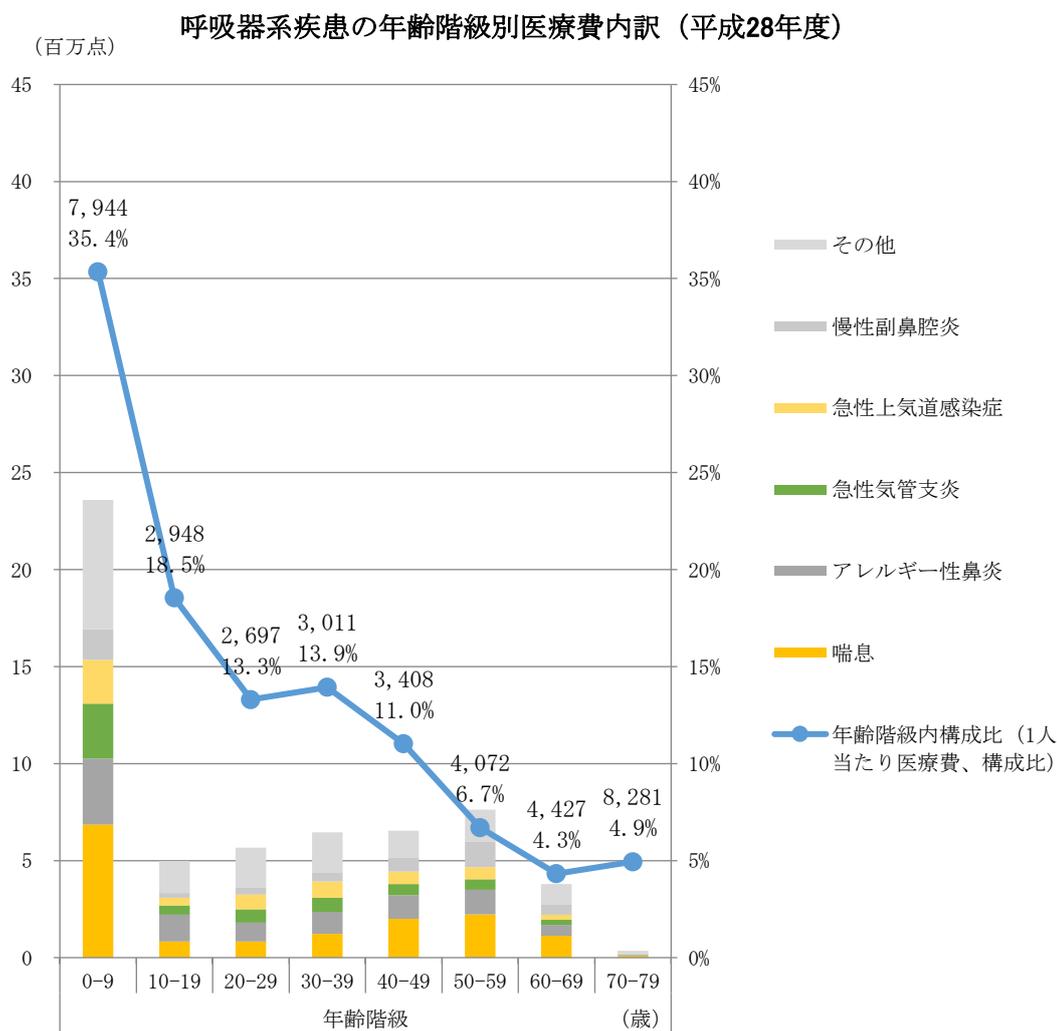


呼吸器系疾患医療費上位5疾病の一人当たり医療費経年推移

	喘息	アレルギー性鼻炎	急性気管支炎	急性上気道感染症	慢性副鼻腔炎
平成26年度	5,523 点	3,080 点	1,749 点	1,473 点	4,214 点
平成27年度	5,374 点	2,987 点	1,720 点	1,473 点	3,914 点
平成28年度	5,232 点	2,880 点	1,696 点	1,465 点	4,508 点

② 呼吸器系疾患の年齢階級別医療費の内訳（平成28年度）

呼吸器系疾患医療費を年齢階級別にみると、年齢があがるにつれ、その世代の総医療費に占める呼吸器系疾患医療費の割合は低下傾向であることがわかる。0-9歳では、総医療費の35.4%を呼吸器系疾患医療費が占めている。世代における特徴としては、10-19歳で喘息よりもアレルギー性鼻炎の方が医療費が高い点が特徴となっている。

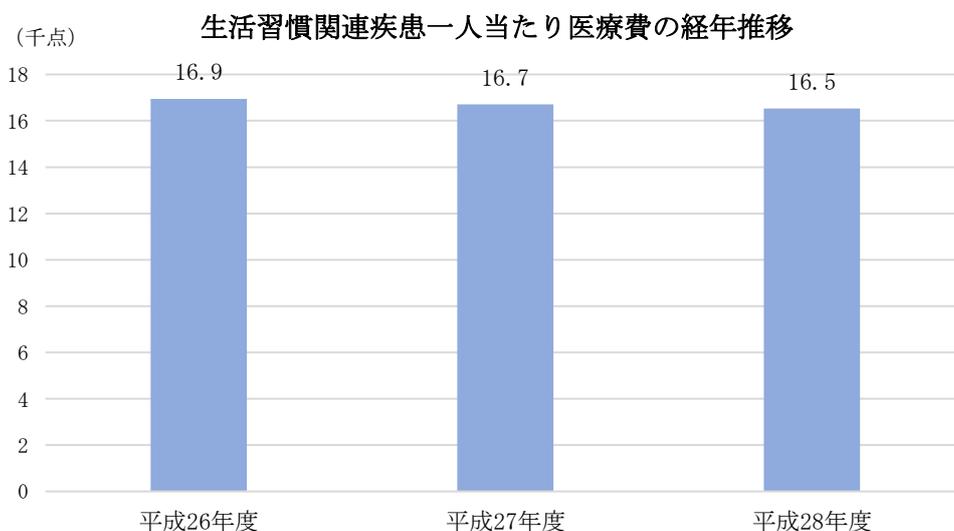
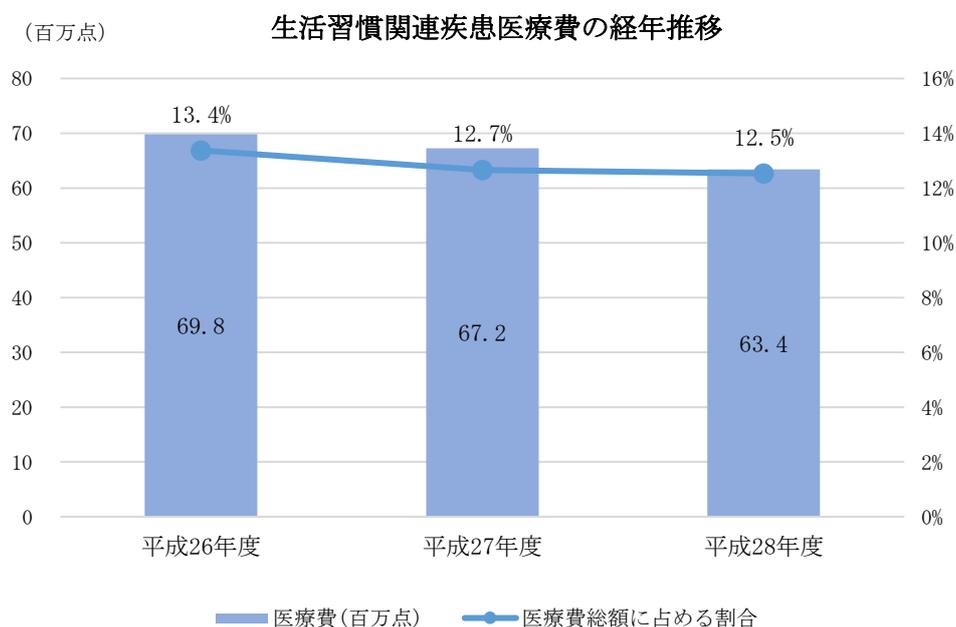


### (3) 生活習慣関連疾患の状況

#### ① 生活習慣関連疾患医療費（総医療費及び一人当たり医療費）の推移

生活習慣関連疾患医療費は、平成26年度の69.8百万点から一貫して減少傾向にあり、平成28年度では63.4百万点となっていて、約9.2%の減少率となっている。

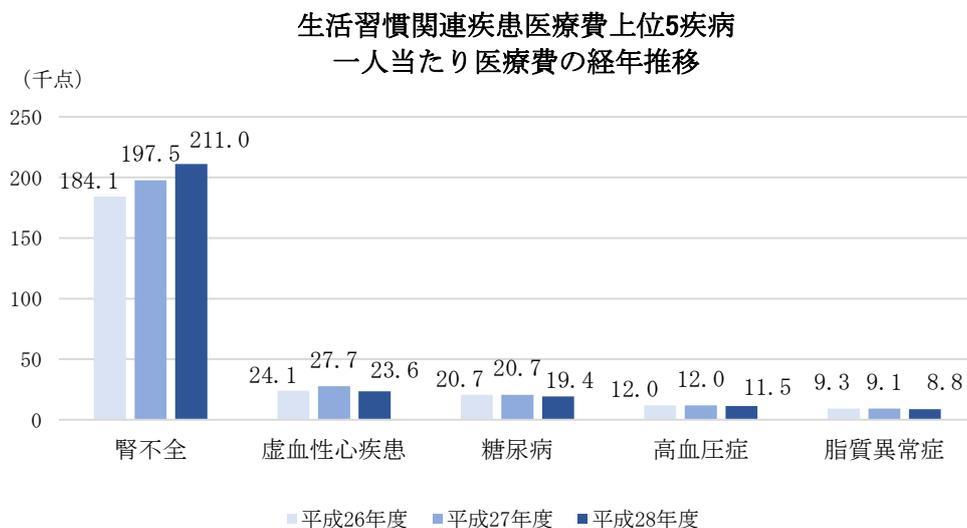
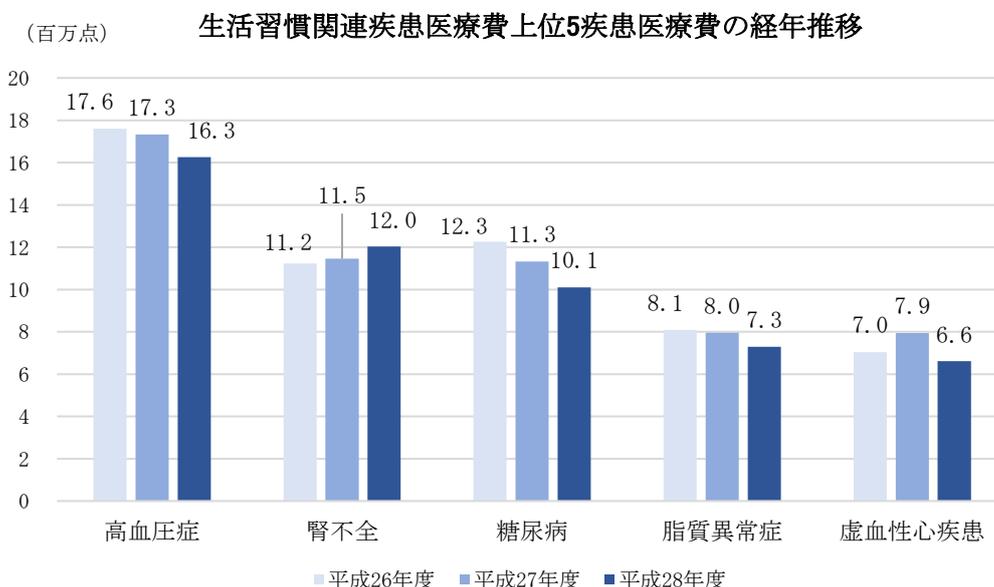
一人当たり医療費に関しても、平成26年度の16.9千点から平成28年度の16.5千点へと約0.4千点減少している。



## ② 生活習慣関連疾患医療費上位5疾病の推移

生活習慣関連疾患のなかで、医療費の上位5疾病をみると、1位：高血圧症、2位：腎不全、3位：糖尿病、4位：脂質異常症、5位：虚血性心疾患となる。平成26年度と比較した平成28年度の医療費をみると、ほとんどの疾病で医療費が減少している。ただし、腎不全のみ医療費が増加していることが、注目すべき点である。

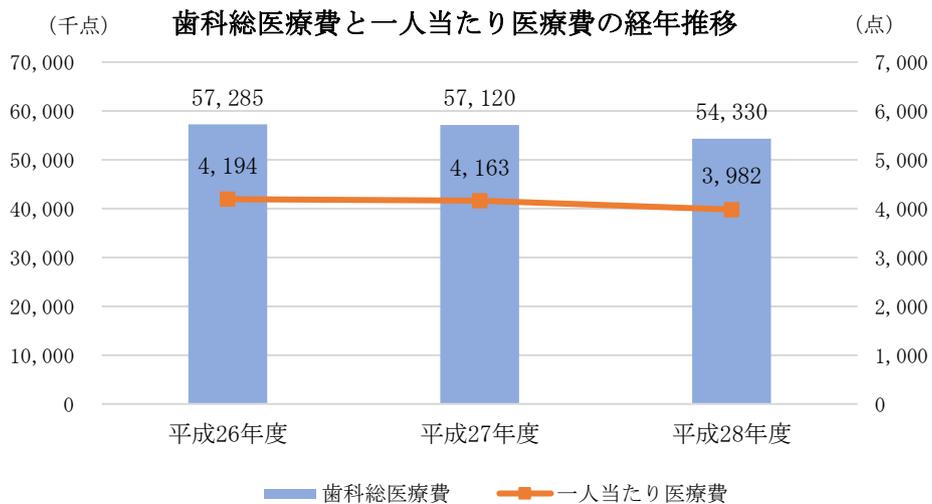
5疾病の一人当たり医療費をみても、同様の傾向があり、腎不全のみで一人当たり医療費が増加している。平成26年度から平成28年度への増加率では約15%となっており、生活習慣病リスクを持つ方への重症化予防を今後より一層進めていく必要があると考えられる。



(4) 歯科に関わる分析

平成28年度の歯科医療費は54,330千点で、平成26年度と比べ約5%減少している。同様に、一人当たり医療費も4,194点から3,982点へと約5%減少している

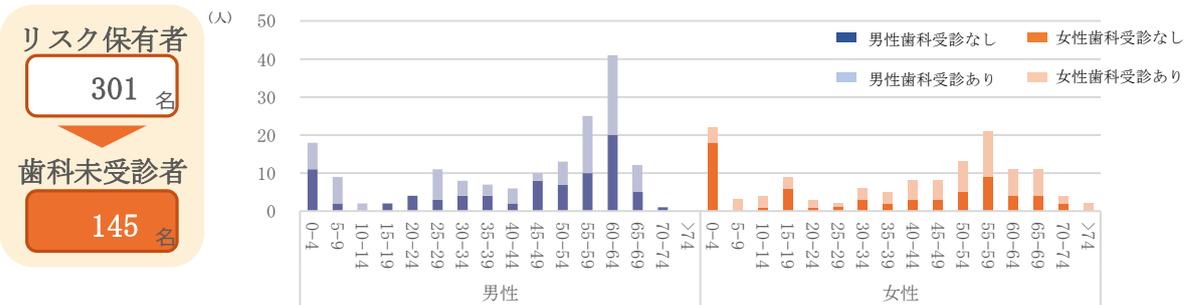
歯周病を放置することによる心疾患または糖尿病が重症化する恐れのある人は、延べ2,148人おり、その内歯科医療機関未受診の人は1,030人存在する。これらの人に対しては歯科医療機関受診を促す必要がある。



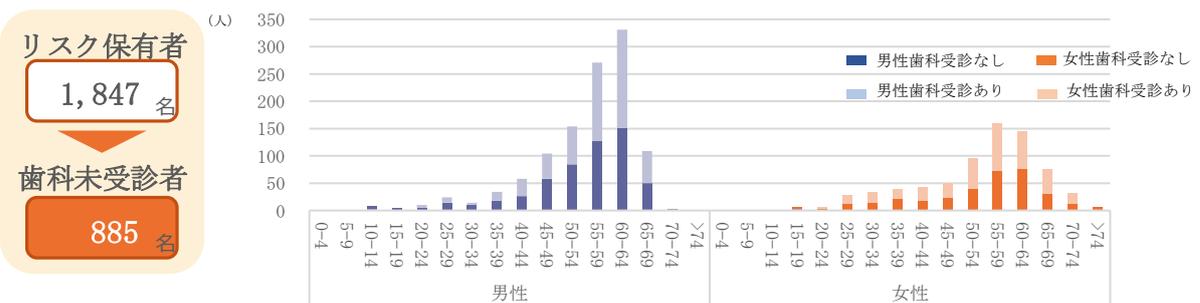
歯周病を放置することにより心疾患・糖尿病が重症化する恐れのある人※ (平成28年度)

※歯周病を放置することで、歯周病菌や菌体成分が循環器系に影響を及ぼし心疾患を重症化させる可能性がある。  
また、歯周病は血糖コントロールを難しくすることが分かっており、その結果として糖尿病が重症化する可能性がある。

心疾患が重症化する可能性がある人



糖尿病が重症化する可能性がある人

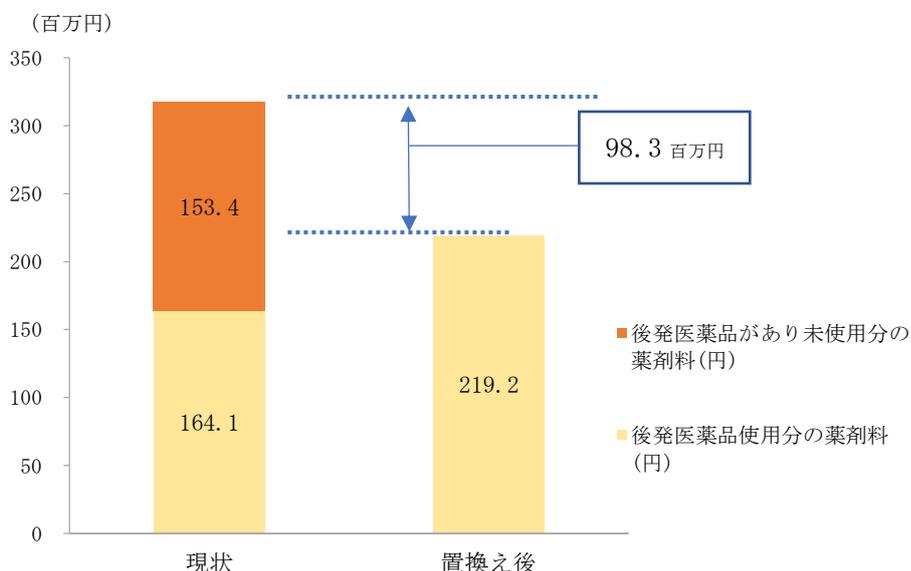


### (5) ジェネリック医薬品活用のインパクト

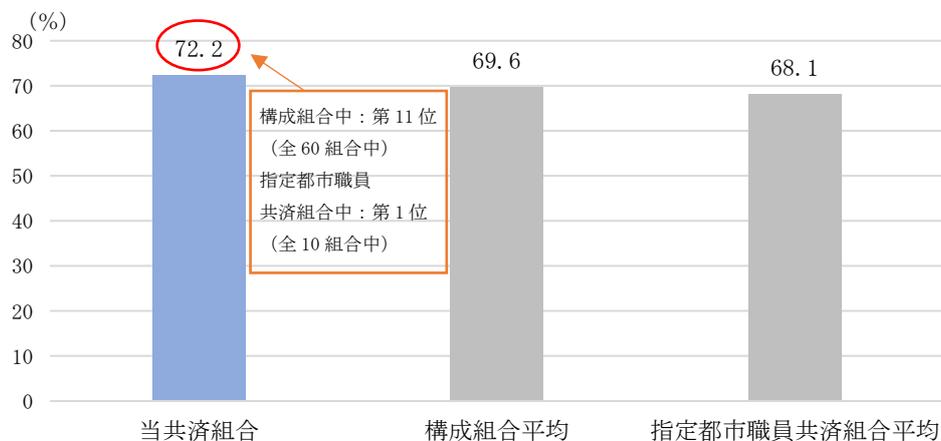
平成28年度のジェネリック医薬品代替の通知対象医薬品のうち、1年間に処方された医薬品(調剤レセプト分)に、後発医薬品がある処方医薬品をすべて最も薬価の低い医薬品に置換えた場合、最大98.3百万円(1点=10円で換算)の医療費を削減できる可能性がある。

平成29年1月時点の当共済組合のジェネリック使用割合は72.2%で全国市町村職員共済組合連合会の構成組合平均69.6%に比べ2.6%高く、指定都市職員共済組合平均68.1%に比べると4.1%高い状況にある。構成組合間で比較すると全60組合中11番目に高く、指定都市職員共済組合間では、最も高い使用割合となっている。

ジェネリック医薬品に置き換えた場合の削減額(平成28年度)



共済組合のジェネリック使用割合比較(平成29年1月)



#### 4 リスク者の状況

##### 【リスク判定基準】

###### < 血圧リスク >

- ・保健指導レベル：収縮期血圧 130 以上 140 未満、または拡張期血圧 85 以上 90 未満
- ・受診勧奨レベル：収縮期血圧 140 以上、または拡張期血圧 90 以上
- ・危険レベル：収縮期血圧 160 以上、または拡張期血圧 100 以上
- ・高危険レベル：収縮期血圧 180 以上、または拡張期血圧 110 以上

###### < 血糖リスク >

- ・保健指導レベル：空腹時血糖 100 以上 126 未満、または HbA1c5.6 以上 6.5 未満 (NGSP 値)
- ・受診勧奨レベル：空腹時血糖 126 以上、または HbA1c6.5 以上 (NGSP 値)
- ・危険レベル：空腹時血糖 130 以上、または HbA1c7.0 以上 (NGSP 値)
- ・高危険レベル：空腹時血糖 200 以上、または HbA1c8.0 以上 (NGSP 値)

###### < 脂質リスク >

- ・保健指導レベル：中性脂肪 150 以上 300 未満、または HDL35 以上 40 未満
- ・受診勧奨レベル：中性脂肪 300 以上、または HDL35 未満
- ・高危険レベル：中性脂肪 1,000 以上

###### < 人工透析リスク >

- ・尿蛋白陽性、かつ血糖リスク・血圧リスク共に受診勧奨レベル以上

###### < 肥満リスク >

- ・BMI25 以上または男性腹囲 85cm 以上、女性腹囲 95cm 以上

###### < 喫煙リスク >

- ・特定健康診査の問診項目にて喫煙していると回答した人

※リスク判定基準については厚生労働省の基準及び各種学会ガイドラインをもとに設定

※各リスク者の人数は延べ数となります

### (1) 血圧リスク者の状況

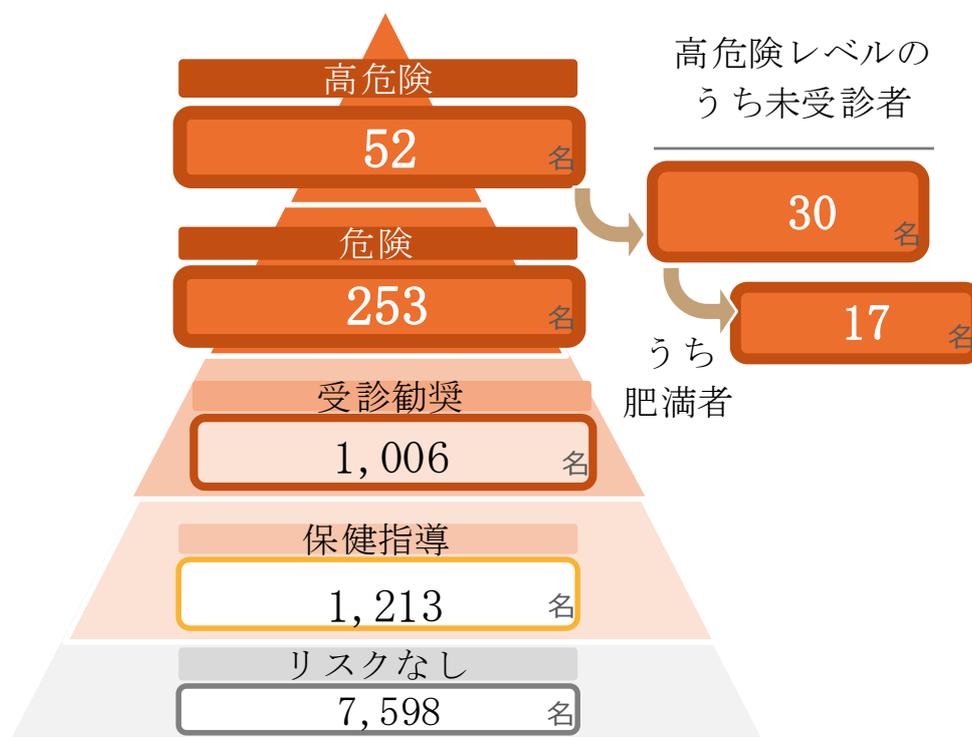
平成28年度の血圧リスク者の状況をみると、受診勧奨レベル以上の人が1,311名存在し、全体の8.6%を占めている。そのうち、危険レベルの人が253名、高危険レベルの人が52名存在し、高危険レベルの人のうち30名は医療機関も未受診であった。

血圧リスクが危険レベル以上にある方は、まず医療機関受診が推奨されるため、該当リスクレベルの医療機関未受診者に対しては受診へのはたらきかけを行う必要がある。その中でも、特に高危険レベルの人に関しては積極的なはたらきかけを行い、受診につなげていきたい。

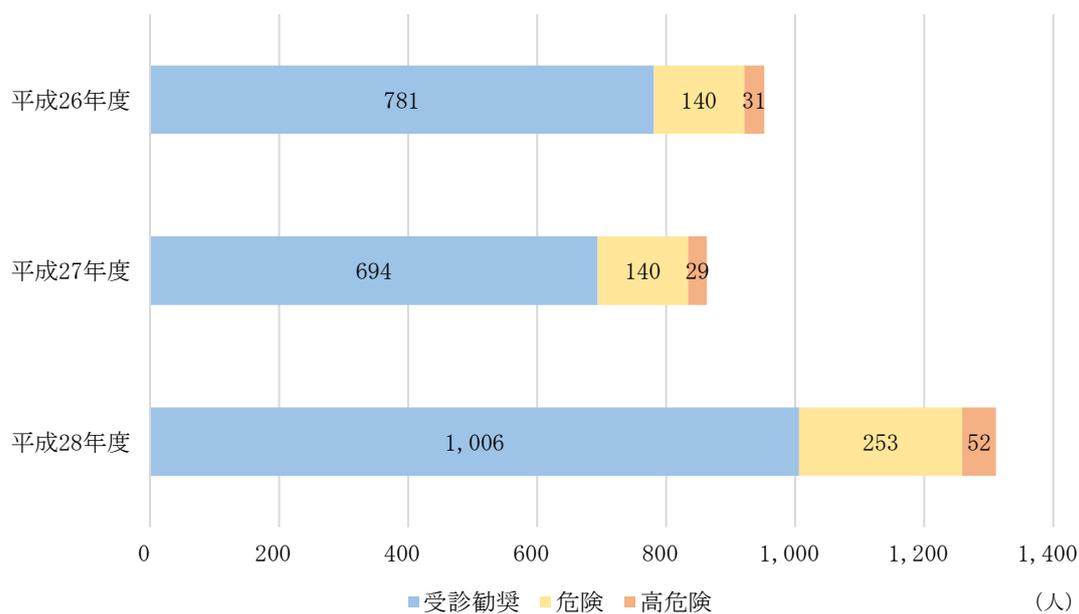
受診勧奨以上のリスク者数を経年でみると、平成26年度に比べて、平成28年度は全てのリスクレベルにおいてリスク者数が増加している。

各リスク階層の割合の経年推移をみても、基準値内の方が81.9%から75.1%に減る一方、保健指導レベル以上のリスク階層ではすべての階層でリスク者割合が増加している状況である。特に、危険レベルのリスク者数割合は平成26年度の1.3%から2倍近く増加し、平成28年度では2.5%を占めるまでに至っている。

リスク階層別 血圧リスク者数（平成28年度）



受診勧奨以上血圧リスク者数の経年推移



リスク階層別血圧リスク者割合の経年推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
基準値内	81.9%	82.0%	75.1%
保健指導	9.6%	9.6%	12.0%
受診勧奨	7.0%	6.7%	9.9%
危険	1.3%	1.4%	2.5%
高危険	0.3%	0.3%	0.5%

## (2) 血糖リスク者の状況

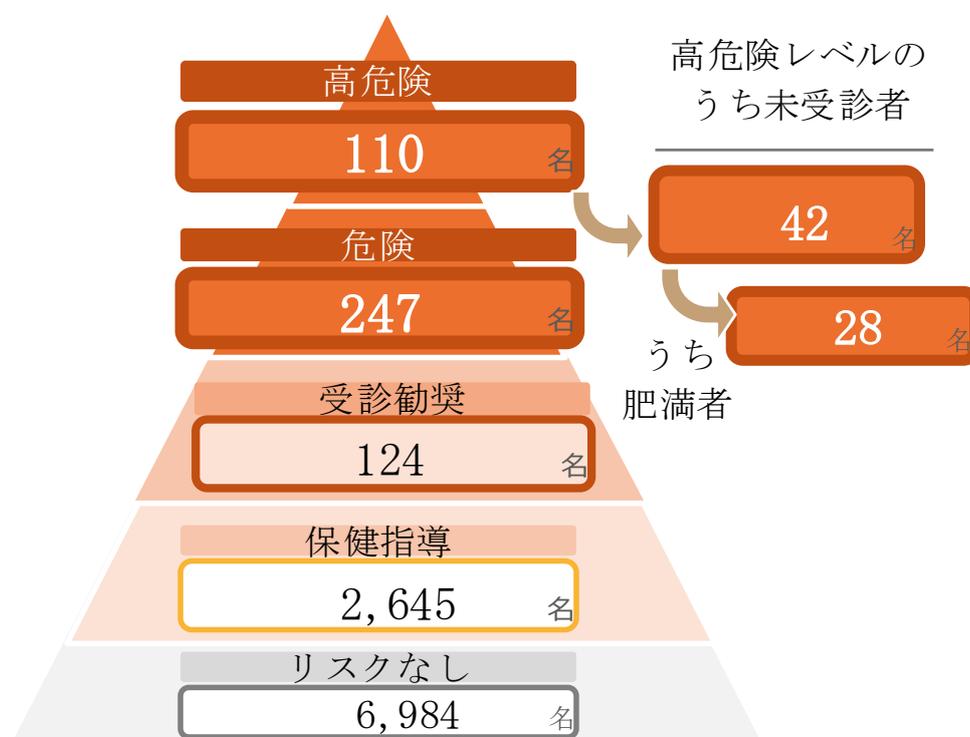
平成28年度の血糖リスク者の状況をみると、受診勧奨レベル以上の人が481名存在し、全体の4.8%を占めている。そのうち、受診勧奨レベルの人が124名、危険レベルの人が247名、高危険レベルの人は110名存在し、高危険レベルの人のうち42名は医療機関も未受診であった。

血糖リスクが受診勧奨レベル以上にある人は、まず医療機関受診が推奨されるため、該当リスクレベルの医療機関未受診者に対しては受診へのはたらきかけを行う必要がある。その中でも、特に危険レベル以上の人に関しては積極的なはたらきかけを行い、受診につなげていきたい。

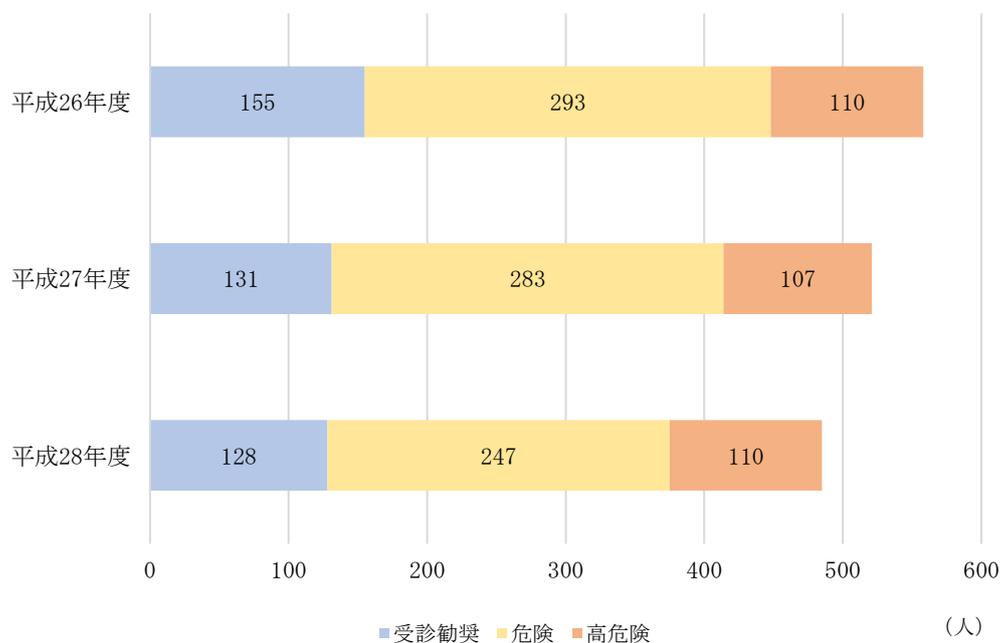
受診勧奨以上のリスク者数を経年でみると、平成26年度に比べて、平成28年度は全リスク階層において、リスク者数は横ばいまたは減少している。

各リスク階層の割合の経年推移をみると、基準値内の方が66.4%から69.1%へと2.7%改善をされていて、保健指導、受診勧奨、危険レベルの方の割合も減少する良好な傾向にある。ただし、高危険レベルの方の割合のみ1.0%から1.1%へと0.1%悪化しているため、注意が必要である。

リスク階層別 血糖リスク者数（平成28年度）



受診勧奨以上血糖リスク者数の経年推移



リスク階層別血糖リスク者割合の経年推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
基準値内	66.4%	68.0%	69.1%
保健指導	28.6%	27.0%	26.2%
受診勧奨	1.4%	1.3%	1.3%
危険	2.6%	2.7%	2.4%
高危険	1.0%	1.0%	1.1%

### (3) 脂質リスク者の状況

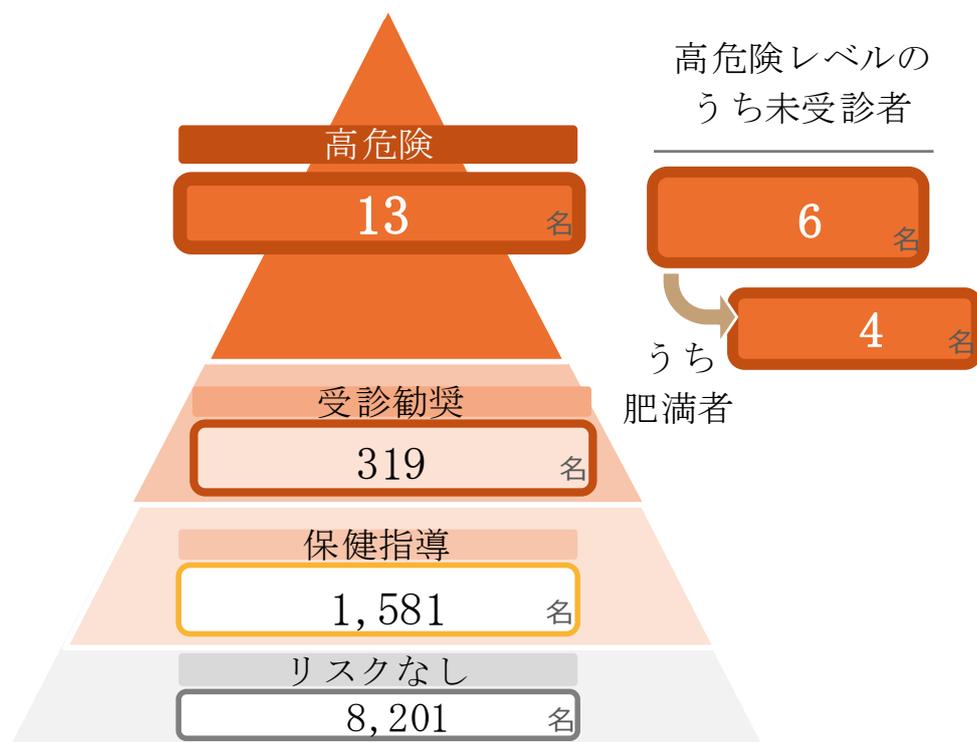
平成28年度の脂質リスク者の状況をみると、受診勧奨レベル以上の人が332名存在し、全体の3.3%を占めている。そのうち、受診勧奨レベルの人が319名、高危険レベルの人が13名存在し、高危険レベルの人のうち6名は医療機関も未受診であった。

脂質リスクが高危険レベル以上にある人は、まず医療機関受診が推奨されるため、該当リスクレベルの医療機関未受診者に対しては受診へのはたらきかけを強化して行う必要がある。

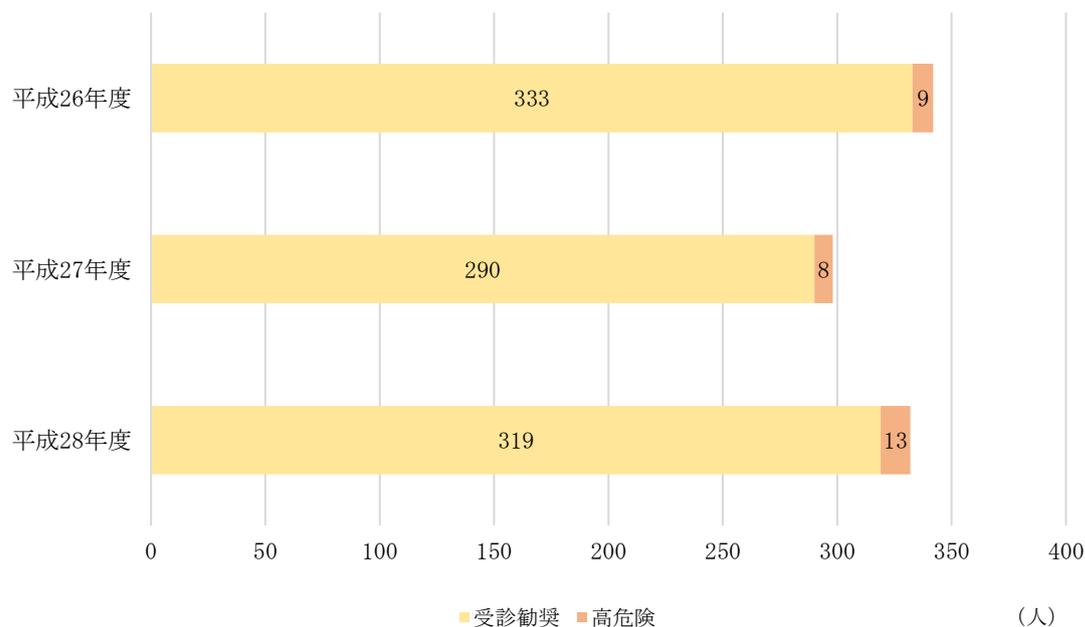
受診勧奨以上のリスク者数を経年でみると、平成26年度に比べて、平成28年度は受診勧奨レベルにおいて減少、高危険レベルにおいて増加している。

各リスク階層の割合の経年推移をみると、全てのリスク階層において、おおむね横ばいで推移しているといえる。

リスク階層別 脂質リスク者数 (平成28年度)



受診勧奨以上脂質リスク者数の経年推移



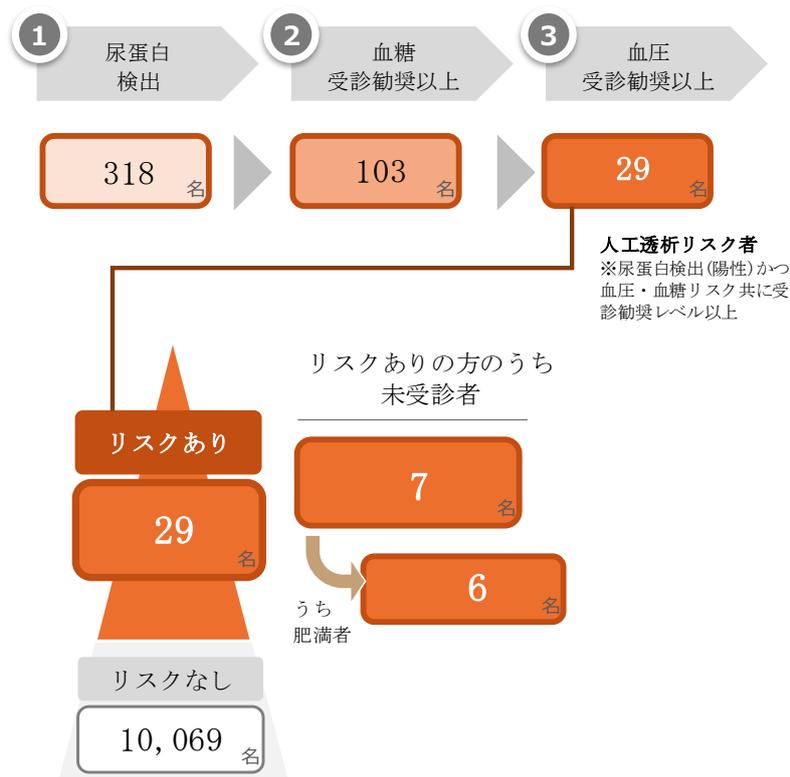
リスク階層別脂質リスク者割合の経年推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
基準値内	81.2%	81.8%	81.1%
保健指導	15.7%	15.3%	15.6%
受診勧奨	3.0%	2.8%	3.2%
高危険	0.1%	0.1%	0.1%

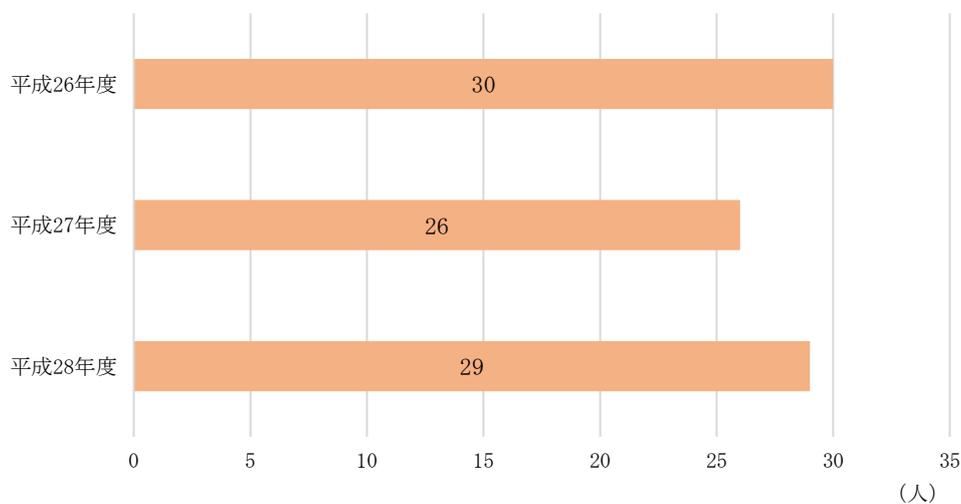
#### (4) 人工透析リスク者の状況

平成28年度の人工透析リスク者数は29名で、うち7名が医療機関未受診の状況である。平成26年度と比べてもリスク者数に増減は特にみられないがリスク者の絶対数は少ないので、毎年度確実に医療機関受診につなげ、人工透析導入者を予防していくことが重要である。

人工透析リスク者の状況（平成28年度）



人工透析リスク者数の経年推移



(5) 喫煙リスク者の状況

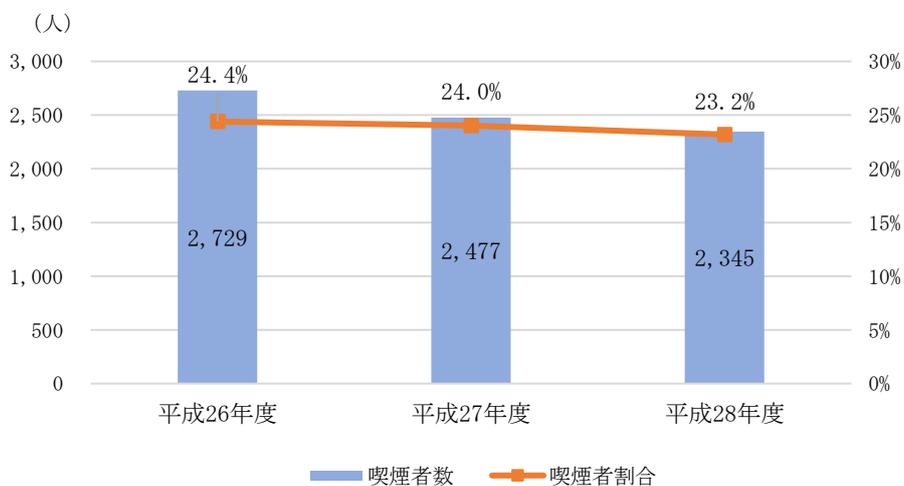
喫煙リスク者は全体の23.2%となっており、喫煙者中の実に87.6%が組合員である。また、その内訳として3年以上継続してリスクを保有している人が組合員喫煙リスク者全体の83.6%を占めている。よって、所属所とより一層連携を強めて、組合員に対する施策を実施する必要があると考えられる。

ただし、喫煙リスク者数および割合に関して経年の推移をみると、平成26年度から平成28年度にかけて人数および割合ともに一貫して減少傾向にあり、良好な流れにはなっている。

喫煙リスク者の状況（平成28年度）



喫煙リスク者数および割合の経年推移



## (6) 肥満リスク者の状況

平成28年度の肥満リスク者は、BMI25以上の人が2,514人で全体の24.8%、腹囲リスクありの人も含めると2,850人で全体の28.2%を占める状況にある。特にBMI30以上の人に限ると、そのうちの86.2%が3年以上リスクを継続している状況である。

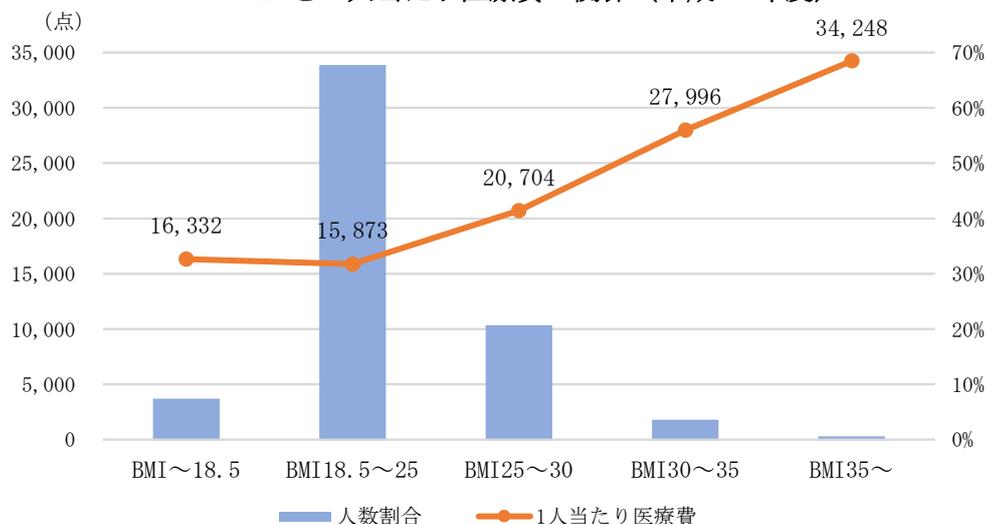
BMIと一人当たり医療費の関係をみても、適正体重であるBMI18.5～25未満の人の一人当たり医療費が最も少なく、BMIが増加するにつれ一人当たり医療費も増加する関係にあることがわかる。特に、BMI35以上の人では、適正体重の人の2倍以上の医療費がかかっている。

特定保健指導等の施策を強化することで、肥満リスク者を改善することが必要である。

肥満リスク者の状況（平成28年度）



BMIと一人当たり医療費の関係（平成28年度）



## 第5章 健康課題の抽出

ここでは第4章の分析結果より、当組合の健康課題を抽出し、対策の方向性と対応する保健事業を明らかにする。

健康課題①	生活習慣関連疾患医療費が減少傾向にはあるもののまだ絶対額としては高額であり、特に腎不全については1人当たり医療費および総医療費ともに増加傾向にある
対策の方向性	受診勧奨等重症化予防による早期介入・生活習慣改善支援
参照箇所	第4章 3 (3)
対応保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症化予防対策</li> <li>・特定保健指導</li> </ul>

健康課題②	「新生物」医療費が疾患群別にみて最も医療費がかかっている
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん検診受診体制の充実</li> <li>・がん教育の推進</li> </ul>
参照箇所	第4章 3 (1)
対応保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種がん検診</li> </ul>

健康課題③	「呼吸器系疾患」医療費が新生物医療費に次いで高い
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各疾患に対する適切な情報提供</li> <li>・インフルエンザ予防による感染および重症化の予防</li> </ul>
参照箇所	第4章 3 (2)
対応保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザ予防接種助成</li> </ul>

健康課題④	生活習慣病各リスク（血圧・血糖・脂質）および人工透析リスク者に関して医療機関未受診者が存在し、特に血圧リスクではリスク者割合が増加している
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症化予防による早期介入でリスク者を医療機関につなげること</li> <li>・個人の健康意識の向上</li> </ul>
参照箇所	第4章 4 (1)～(4)
対応保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症化予防対策</li> <li>・高血圧予防教室</li> </ul>

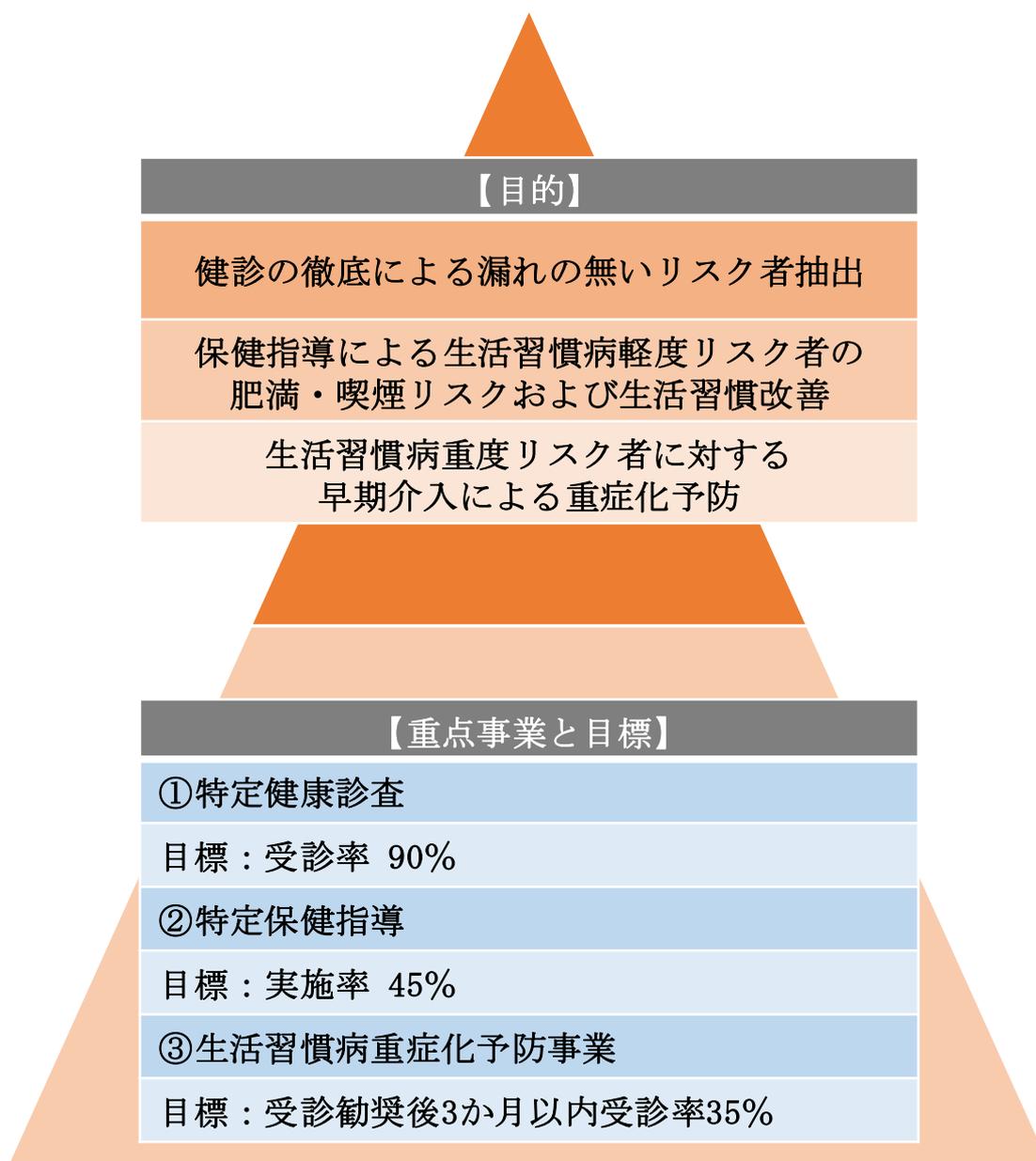
健康課題⑤	継続喫煙リスク者が多く存在し、放置することで将来の、がん等の罹患リスクが上昇する
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属所と連携した禁煙施策の検討</li> <li>・禁煙啓発の推進</li> </ul>
参照箇所	第4章 4 (5)
対応保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁煙対策</li> <li>・禁煙外来助成</li> </ul>

健康課題⑥	肥満リスク者のうち、継続してリスクを保有している人が多く、BMI 増加に伴い一人当たり医療費も増加傾向にある
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導の徹底</li> <li>・健康意識の醸成</li> </ul>
参照箇所	第4章 4 (6)
対応保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導</li> <li>・食と健康情報啓発リーフレット</li> </ul>

健康課題⑦	後発医薬品の数量シェアが国の目標（数量シェア 80%）に届いていない
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供等による後発医薬品の使用促進</li> </ul>
参照箇所	第4章 3 (5)
対応保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後発医薬品の使用促進</li> </ul>

健康課題⑧	医療費適正化のためには、中長期的に医療費適正化効果があらわれるもの（重症化予防や特定保健指導）と並行させ、短期的に医療費適正化に資する施策を実施する必要がある
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後発医薬品の使用促進</li> <li>・療養費の適正化</li> <li>・組合員等への周知</li> </ul>
参照箇所	—
対応保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後発医薬品の使用促進</li> <li>・療養費の適正化</li> <li>・機関誌やホームページなど広報媒体の発信内容や配布方法の工夫</li> </ul>

## 第6章 第2期データヘルス計画全体目的と目標



## 第7章 第2期データヘルス計画個別保健事業計画

特定健康診査			
目標と概要	【目標】高齢者の医療の確保等に関する法律に基づき、40歳以上の組合員等に対して特定健康診査を実施し、生活習慣病の予防、早期発見を目指す。組合員については、労働安全衛生法に基づいて事業主が行う定期健康診断と併せて実施する。		
	【概要】職場への通知や広報誌、ホームページ等を活用して、特定健康診査のPRを行い受診を促していく。また、事業主健診とともに、未受診者への受診勧奨を行う。		
対象者	組合員・被扶養者		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成30年度	継続	【指標】周知・PR回数 【目標値】年1回以上	【指標】受診率 【目標値】85.0%
平成31年度	継続	【目標値】年1回以上	【目標値】86.0%
平成32年度	継続	【目標値】年1回以上	【目標値】87.0%
平成33年度	継続	【目標値】年1回以上	【目標値】88.0%
平成34年度	継続	【目標値】年1回以上	【目標値】89.0%
平成35年度	継続	【目標値】年1回以上	【目標値】90.0%

特定保健指導			
目標と概要	【目標】糖尿病等の生活習慣病の発症予防のため、受講率の向上を目指す。		
	【概要】特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、身体状況に合わせた生活習慣を見直すための指導を委託により実施。		
対象者	組合員・被扶養者のうち 「動機付け支援」「積極的支援」「動機付け支援相当」となった者		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成30年度	未受講者への アンケート集計	【指標】対象者への再 通知・受講勧奨回数 【目標値】計2回	【指標】実施率 【目標値】25%
平成31年度	継続	【目標値】計2回	【目標値】30%
平成32年度	継続	【目標値】計2回	【目標値】35%
平成33年度	継続	【目標値】計2回	【目標値】39%
平成34年度	継続	【目標値】計2回	【目標値】42%
平成35年度	継続	【目標値】計2回	【目標値】45%

重症化予防対策事業			
目標と概要	【目標】生活習慣病のハイリスク者の重症化予防		
	【概要】ハイリスク者に対して、文書や電話による受診勧奨・保健指導を実施		
対象者	組合員・被扶養者のうち重症化予防対策事業の対象となった者		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成30年度	継続	【指標】 対象者数 【目標値】 344人	【指標】 受診勧奨後通院者割合 【目標値】20%
平成31年度	継続	【目標値】 400人	【目標値】23%
平成32年度	継続	【目標値】 500人	【目標値】27%
平成33年度	継続	【目標値】 600人	【目標値】30%
平成34年度	継続	【目標値】 600人	【目標値】33%
平成35年度	継続	【目標値】 600人	【目標値】35%

事業主健診			
目標と概要	【目標】 札幌市から受託して労働安全衛生法に基づく職員の健康診断を実施し、未受診の解消・受診率の向上を目指す。		
	【概要】 未受診者に文書を送付して受診勧奨するほか、電話やメール及び広報など、効果的な施策を検討して実施する。		
対象者	組合員		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成30年度	継続	【指標】 受診勧奨回数 【目標値】年1回以上	【指標】受診率 【目標値】98.5%
平成31年度	継続	【目標値】年1回以上	【目標値】98.8%
平成32年度	継続	【目標値】年1回以上	【目標値】99.1%
平成33年度	継続	【目標値】年1回以上	【目標値】99.4%
平成34年度	継続	【目標値】年1回以上	【目標値】99.7%
平成35年度	継続	【目標値】年1回以上	【目標値】100%

事業主健診の未受診者に対する受診勧奨			
目標と概要	【目標】 定期健康診断の健診予定日に受診しなかった職員の受診を促し、全員受診を目指す。		
	【概要】 未受診者及び所属長に文書を送付する。		
対象者	組合員のうち健診未受診者		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成30年度	継続	【指標】送付件数 【目標値】260件	【指標】受診率 【目標値】50%
平成31年度	継続	【目標値】260件	【目標値】60%
平成32年度	継続	【目標値】260件	【目標値】70%
平成33年度	継続	【目標値】260件	【目標値】80%
平成34年度	継続	【目標値】260件	【目標値】90%
平成35年度	継続	【目標値】260件	【目標値】100%

人間ドック			
目標と概要	【目標】より精密な検査の実施により、疾病の予防・早期発見を目指す。		
	【概要】 1 対象者 25歳以上の組合員等、35歳以上の被扶養者 2 検査項目 生活習慣病健診で行う検診項目のほか、肺機能や腹部超音波検査などを実施 3 その他 希望制・自己負担あり（40・45・50・55・60歳の組合員は自己負担なし）		
対象者	組合員・被扶養者		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成30年度	継続	【指標】受診者数 【目標値】5,500人	—
平成31年度	継続	【目標値】5,500人	—
平成32年度	継続	【目標値】5,500人	—
平成33年度	継続	【目標値】5,500人	—
平成34年度	継続	【目標値】5,500人	—
平成35年度	継続	【目標値】5,500人	—

第1部 | 第2期データヘルス計画

乳がん・子宮がん検診			
目標と概要	【目標】 乳がん及び子宮がんの早期発見を目指す。		
	【概要】 ① 乳がん検診は女性 30 歳以上（40 歳以上は偶数年齢） ② 子宮がん検診は女性 20 歳以上 ③ 希望制・自己負担なし（任意継続組合員等は自己負担あり）		
対象者	組合員・被扶養者		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成 30 年度	継続	【指標】 受診者数 【目標値】 9,000 人	—
平成 31 年度	継続	【目標値】 9,000 人	—
平成 32 年度	継続	【目標値】 9,000 人	—
平成 33 年度	継続	【目標値】 9,000 人	—
平成 34 年度	継続	【目標値】 9,000 人	—
平成 35 年度	継続	【目標値】 9,000 人	—

脳ドック検診			
目標と概要	【目標】 脳疾患の早期発見を目指す。		
	【概要】 市内の指定医療機関で実施。 希望制・自己負担あり（40・45・50・55・60 歳は自己負担なし）		
対象者	組合員		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成 30 年度	継続	【指標】 受診者数 【目標値】 1,500 人	—
平成 31 年度	継続	【目標値】 1,500 人	—
平成 32 年度	継続	【目標値】 1,500 人	—
平成 33 年度	継続	【目標値】 1,500 人	—
平成 34 年度	継続	【目標値】 1,500 人	—
平成 35 年度	継続	【目標値】 1,500 人	—

第1部 | 第2期データヘルス計画

高血圧予防教室 圧ダウンPJ			
目標と概要	【目標】高血圧の知識を得て、食事や運動等の生活習慣と血圧との関連に気付くことで、生活習慣の改善を図る。		
	【概要】健康診断で血圧の検査値が 140/90 以上の方を対象に 1 か月間血圧に関する情報提供を行い、対象者が血圧測定と生活習慣の改善を実施		
対象者	組合員		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成 30 年度	継続	【指標】参加人数 【目標値】 60 人	【指標】 降圧傾向が みられる人の割合 【目標値】 50%
平成 31 年度	継続	【目標値】 60 人	【目標値】 50%
平成 32 年度	継続	【目標値】 60 人	【目標値】 50%
平成 33 年度	継続	【目標値】 60 人	【目標値】 50%
平成 34 年度	継続	【目標値】 60 人	【目標値】 50%
平成 35 年度	継続	【目標値】 60 人	【目標値】 50%

食と健康情報啓発リーフレット			
目標と概要	【目標】組合員及びその家族の生活習慣病を予防や健康的な食習慣の維持のため、必要な情報を提供する		
	【概要】食と健康情報を掲載したリーフレットを作成し、家庭配布する。		
対象者	組合員・被扶養者		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成 30 年度	継続	【指標】自宅送付率 【目標値】100%	—
平成 31 年度	継続	【目標値】100%	—
平成 32 年度	継続	【目標値】100%	—
平成 33 年度	継続	【目標値】100%	—
平成 34 年度	継続	【目標値】100%	—
平成 35 年度	継続	【目標値】100%	—

第1部 | 第2期データヘルス計画

禁煙対策			
目標と概要	【目標】 組合員および被扶養者の喫煙率の低下		
	【概要】 健康講話・禁煙教室・「札幌市職員の健康状況」・ホームページ等を活用し、禁煙方法・たばこの害・COPD等に関する情報提供、禁煙指導を実施。		
対象者	組合員・被扶養者		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成30年度	継続	【指標】 禁煙教室実施回数 ホームページ掲載回数 【目標値】 計10回	【指標】 喫煙率 【目標値】 23%
平成31年度	継続	【目標値】 計10回	【目標値】 22%
平成32年度	継続	【目標値】 計10回	【目標値】 21%
平成33年度	継続	【目標値】 計10回	【目標値】 20%
平成34年度	継続	【目標値】 計10回	【目標値】 19%
平成35年度	継続	【目標値】 計10回	【目標値】 18%

育児雑誌の配布			
目標と概要	【目標】 乳児期の健康管理の啓発及び産婦のメンタルヘルス対策		
	【概要】 子の出生後2～3か月後から1年間、育児雑誌（月刊誌）を配布する。		
対象者	出産費又は家族出産費の支給を受けた組合員・被扶養者		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成30年度	継続	—	—
平成31年度	継続	—	—
平成32年度	継続	—	—
平成33年度	継続	—	—
平成34年度	継続	—	—
平成35年度	継続	—	—

風邪予防対策			
目標と概要	【目標】 風邪予防の促進		
	【概要】 健康管理対策の一環として事業主が設置した「うがい器」に補充する薬液の助成を行う。		
対象者	主に市役所本庁舎及び消防局庁舎に勤務する組合員		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成30年度	継続	—	—
平成31年度	継続	—	—
平成32年度	継続	—	—
平成33年度	継続	—	—
平成34年度	継続	—	—
平成35年度	継続	—	—

契約保養所宿泊助成			
目標と概要	【目標】 組合員と被扶養者の健康増進・保持、元気回復		
	【概要】 組合員と被扶養者に対して、契約保養所の宿泊助成を行う。 直営保養所「溪流荘」 大人3,000円、小人1,500円 その他の保養所 大人2,500円、小人1,250円		
対象者	3歳以上の組合員・被扶養者		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成30年度	継続	—	—
平成31年度	直営保養所閉館後の事業の見直しを行う。	—	—
平成32年度	継続	—	—
平成33年度	継続	—	—
平成34年度	継続	—	—
平成35年度	継続	—	—

第1部 | 第2期データヘルス計画

インフルエンザ予防接種助成事業			
目標と概要	【目標】 インフルエンザの予防対策		
	【概要】 組合員・被扶養者が受けたインフルエンザ予防接種の費用に対し、1人1,000円の助成を行う。		
対象者	組合員・被扶者		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成30年度	対象者を組合員と被扶養者に拡大し実施	—	—
平成31年度	継続	—	—
平成32年度	継続	—	—
平成33年度	継続	—	—
平成34年度	継続	—	—
平成35年度	継続	—	—

禁煙外来治療費助成事業			
目標と概要	【目標】 喫煙者の禁煙の促進、禁煙外来治療の啓発、喫煙に起因する生活習慣病の予防		
	【概要】 保険適用の禁煙外来治療費の自己負担分に対して助成を行う。(助成限度額10,000円)		
対象者	20歳以上の組合員		
	実施計画	アウトプット	アウトカム【目標値】
平成30年度	継続	—	【指標】 喫煙率 23%
平成31年度	継続	—	22%
平成32年度	継続	—	21%
平成33年度	継続	—	20%
平成34年度	継続	—	19%
平成35年度	継続	—	18%

体育事業助成事業			
目標と概要	【目標】 スポーツ活動の促進による健康の保持・増進		
	【概要】 組合員の各種スポーツ大会の参加費用を助成する。		
対象者	全国大会に出場する組合員		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成30年度	継続	—	—
平成31年度	(未定)	—	—
平成32年度	(未定)	—	—
平成33年度	(未定)	—	—
平成34年度	(未定)	—	—
平成35年度	(未定)	—	—

後発医薬品の使用促進			
目標と概要	【目標】 後発医薬品の使用率を向上させ、組合員負担の軽減及び医療保険財政の改善を目指す。		
	【概要】 ①医療費分析結果等から、効果的と思われる通知対象者(組合員・被扶養者)を設定し、自宅に差額通知を送付する。適切な時期に効果測定を行う。 ②共済組合ホームページ及び広報誌における周知 ③ジェネリック希望シール又はリーフレットの配布		
対象者	①は該当者。③は新採用職員、任意継続組合員及び希望者。差額通知にも同封。組合員証更新の際に全組合員に配布(4年に1回。次回平成30年度)。		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成30年度	使用率向上に効果的な通知対象者とする	【指標】 差額通知送付件数 【目標値】 2,000件	【指標】 使用率(数量ベース) 【目標値】 75%
平成31年度	継続	【目標値】 2,000件	【目標値】 78%
平成32年度	費用対効果が見込まれる通知対象者とする	【目標値】 1,000件	【目標値】 80% (H32.9まで)
平成33年度	継続	【目標値】 1,000件	【目標値】 80.5%
平成34年度	継続	【目標値】 1,000件	【目標値】 81%
平成35年度	継続	【目標値】 1,000件	【目標値】 81.5%

第1部 | 第2期データヘルス計画

医科・歯科・調剤レセプト審査・第三者加害行為等による請求分の把握			
目標と概要	【目標】医療費の適正化		
	【概要】資格審査及び第三者行為・公務災害レセプトの点検を実施。 また業務委託により、診療内容点検、縦覧点検及び横覧点検を実施。 第三者行為・公務災害によるものは求償事務を行う。		
対象者	組合員・被扶者		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成30～35年度	継続	—	—

医療費通知			
目標と概要	【目標】医療費の適正化		
	【概要】被扶養者分を含め組合員宛に通知。		
対象者	全員		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成30～35年度	継続	—	—

機関誌やホームページなど広報媒体の発信内容や配布方法の工夫			
目標と概要	【目標】共済事業等の情報発信、健康意識の啓発		
	【概要】 ①共済事業や健康情報等について、組合員や被扶養者へわかりやすく効果的な内容を広報媒体より発信していく。 ②機関誌について、被扶養者の閲覧が増えるよう広報媒体による呼び掛けや外部向けホームページでの閲覧等取り組みを行う。 ③外部向けホームページによる共済事業等の情報発信数の増加。 ④データヘルス計画及び財政調整による掛金抑制（財調・特財組合の場合）について、ホームページや広報誌により周知。		
対象者	組合員・被扶者		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成30～35年度	継続	【指標】発信件数 【目標値】12件 月1回程度を想定	—

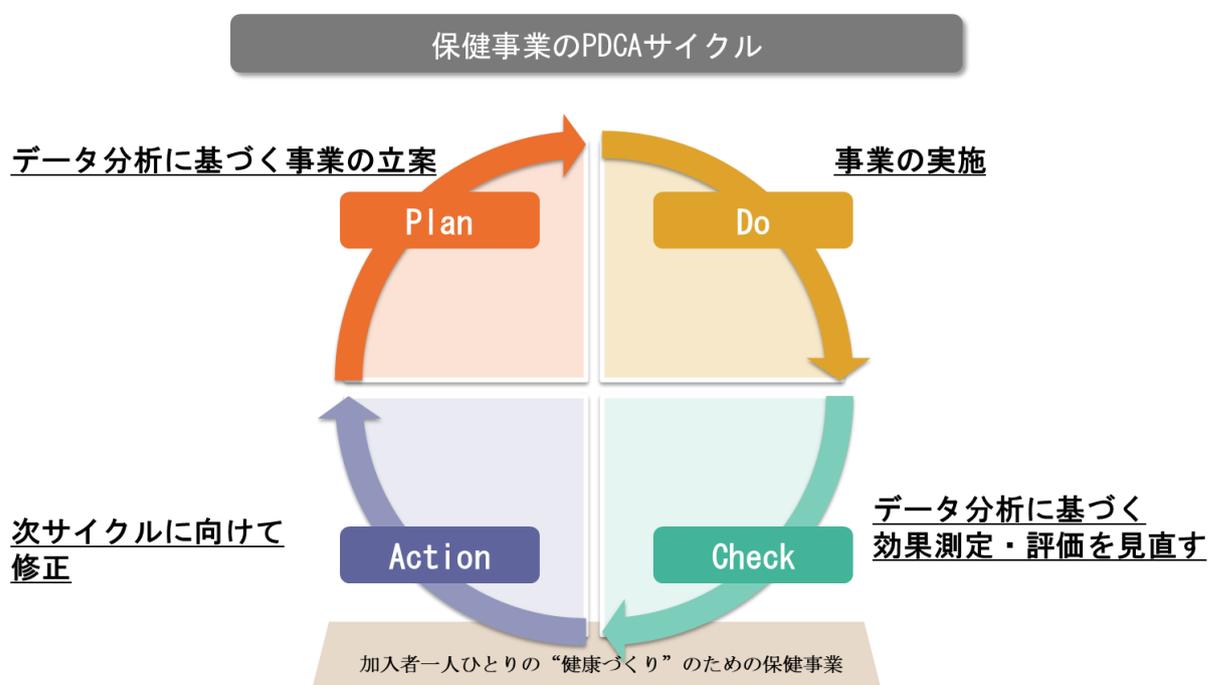
療養費の適正化			
目標と概要	【目標】療養費の適正化		
	【概要】 ①柔整、はり・きゅう及びあん摩マッサージの申請書に係る資格審査を実施。 ②はり・きゅう及びあん摩マッサージの申請書に係る内容審査（医科レセプトとの併用受診確認）を実施。 ③柔整の申請書に係る内容審査を業務委託により実施。（組合員あて施術内容確認文書の送付（対象：初検、長期受診、多日数及び三部位以上の治療等）） ④柔整、はり・きゅう及びあん摩マッサージの適切なかかり方について、共済組合ホームページ及び広報誌にて周知。		
対象者	組合員・被扶養者		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成 30～ 35 年度	継続	—	—

被扶養者資格の適正化			
目標と概要	【目標】被扶養者資格の適正化		
	【概要】 被扶養者の資格の確認調査。 全件調査＋事業収入調査、または収入調査＋事業収入調査を、それぞれ隔年で実施。 <全件調査> 収入状況、組合員との同居・別居、別居の場合の送金状況、在学状況等の確認調査。 <収入調査> 事業収入以外の収入のある者の収入状況の調査。 <事業収入調査> 事業収入のある者の収入状況の調査。		
対象者	被扶養者（全件調査は全員、その他は条件該当者）		
	実施計画	アウトプット	アウトカム
平成 30～ 35 年度	継続	—	—

## 第8章 データヘルス計画の評価及び見直し

### 1 評価及び見直し

データヘルス計画は、データを活用して科学的にアプローチし、PDCAサイクルに沿った事業運営を実施することで、事業の実効性を高めていくものである。そのため、事業の実施状況の評価については、翌年度中に医療給付等の分析を加味して行い、当該評価の結果、必要と判断される場合は当計画を見直すことも検討する。



2 年間スケジュール

	各月における主な業務等
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療費分析契約</li> <li>●医療費分析に用いる前年度健診データ準備（～6月中旬）</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各保健事業前年度振り返り</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療費分析に用いる前年度レセプトデータ及び資格情報データ準備</li> <li>●医療費分析に用いるデータを委託業者に渡す（中旬）</li> <li>●前年度データヘルス計画実施状況報告書作成（前年度財調・特財組合の場合）</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各保健事業前年度振り返り内容を組合全体での共有及び報告会で特に提案してほしい部分を整理</li> <li>●重症化予防介入対象者リストを委託業者から收受</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委託業者による医療費分析結果及び保健事業の提案についての報告会</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健事業の振り返り結果及び業者からの提案内容を踏まえ、保健事業の改廃を検討</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規・レベルアップ事業要求準備</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規・レベルアップ事業要求</li> </ul>
12月	
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予算編成</li> <li>●データヘルス計画変更（必要に応じて）</li> <li>●外部向け講演会（時期・内容は要検討）</li> </ul>
2月	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予算組合会</li> </ul>

## 資料編

### (1) 柔整レセプト審査について

表1. 柔道整復施術療養費に係る診療諸率

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
件数(件)	5,833	4,257	5,865	5,323	5,303	5,408	5,399
日数(日)	23,512	17,228	22,130	21,054	21,633	21,364	21,369
金額(円)	22,664,905	16,879,395	21,891,522	20,400,048	21,464,404	21,193,050	21,287,199
受診率(%)	1.69	1.84	1.72	1.57	1.59	1.64	1.65
1件当たりの施術日数(日)	4.03	4.05	3.77	3.96	4.08	3.95	3.96
1日当たりの金額(円)	964	980	989	969	992	992	996
1件当たりの金額(円)	3,886	3,965	3,733	3,832	4,048	3,919	3,943
組合員一人当たりの金額(円)	1,649	1,647	1,552	1,442	1,515	1,498	1,492

表2. 平成28年度柔道整復施術療養費に係る返戻状況

区分	返 戻 状 況					
	本 人		家 族		合 計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
資格審査に関するもの	39	146,963	37	133,754	76	280,717
施術内容に関するもの	33	129,067	41	117,497	74	246,564
第三者行為						
公務災害						
合計	72	276,030	78	251,251	150	527,281

(2) 医科・歯科・調剤レセプト審査について  
(平成28年度過誤理由別調整状況)

医科・歯科・調剤レセプト審査について(平成28年度過誤理由別調整状況)

① 基金からの請求状況		② 過 誤 返 戻 状 況				③ 過 誤 調 整 状 況							
件数	金額	No	過誤理由	件数		金額		①に対する割合		②に対する割合			
				件	点	件	円	件数	金額	件数	%		
335,175件 1月平均 (27,931)件	3,996,685千円 1月平均 (333,057)千円	11	記号・番号の誤り	233	936,947	233	8,540,166	0.07	0.21	100.00			
		12	患者名の誤り	232	268,827	232	1,979,635	0.07	0.05	100.00			
		13	認定外家族										
		14	該当者なし	5	40,574	5	324,912	0.00	0.01	100.00			
		15	保険者番号と記号の不一致										
		16	旧証によるもの	492	522,085	492	3,664,114	0.15	0.09	100.00			
		17	本人・家族の誤り	242	471,303	242	3,536,458	0.07	0.09	100.00			
		18	資格喪失後の受診	117	98,321	117	692,333	0.03	0.02	100.00			
		19	重複請求	19	36,674	20	332,814	0.01	0.01	105.26			
		20	給付対象外疾病(業務上)										
		21	給付対象外疾病(全てが給付対象外であるもの)										
		22	老人保健・国保対象										
		23	給付期間満了	4	7,855	4	54,985	0.00	0.00	100.00			
		24	その他(資格関係)	48	308,234	40	2,638,916	0.01	0.07	83.33			
		25	医療機関再審査	127	2,080,709	111	20,928,161	0.03	0.52	87.40			
		25	実施機関再審査			22	724,097	0.01	0.02				
					小計	1,519	4,771,529	1,518	43,416,591	0.45	1.09	99.93	
		30	固定点数の誤り										
		41	必要項目の記載もれ										
		42	区分・生年・診療開始日の誤り										
		43	実日数の誤り										
		44	請求点数誤り(縦計・横計)										
		45	一部負担金の誤り										
		46	保険者番号欄の番号が他の保険者分であるもの										
		47	給付対象外疾病(一部適用外)										
		48	請求先変更(新設・合併等)										
		49	調剤審査の再審査	1,316	4,361,714								
		50	その他(診療内容・事務上)	15	153,716	2	8,918	0.00	0.00	13.33			
		51	老人保健公費負担割合誤り										
		52	医療機関再審査	100	3,491,711	24	△336,340	0.01	-0.01	24.00			
52	実施機関再審査												
60	診療内容に関するもの	4,507	60,885,466	767	3,890,977	0.23	0.10	17.02					
			小計	5,938	68,892,607	793	3,563,555	0.24	0.09	13.35			
			合計	7,457	73,664,136	2,311	46,980,146	0.69	1.18	30.99			
		依	資	1,519	4,771,529	1,518	43,416,591	0.45	1.09	99.93			
		頼	格	5,938	68,892,607	793	3,563,555	0.24	0.09	13.36			
		件	関	7,457	73,664,136	2,311	46,980,146	0.69	1.18	30.99			
		数	係										
		・	内										
		金	容										
		額	合										
			計										

注 1 基金からの請求状況は、平成28年2月～29年1月診療分(平成28年4月～29年3月支払分)の医科・歯科・調剤分である。  
 2 過誤返戻状況は、同期間の診療レセプトを当共済組合において審査・処理した分であり、基本的に診療月の2か月後に審査・処理が行われている。  
 3 過誤調整状況は、同期間の診療レセプトを当共済組合から返戻した結果調整された件数及び金額であり、審査継続のものを除く。  
 また、①に対する割合は小数点第2位未満を四捨五入した数値であるため、件数が少ないものは0.00で表示されている。



## 第 2 部

札幌市職員共済組合

### 第 3 期特定健康診査等実施計画

(平成 30 年度～平成 35 年度)

平成 30 年 3 月

札幌市職員共済組合

目次

第2部 第3期特定健康診査等実施計画

序章 計画策定にあたって	62
1 背景及び趣旨	62
2 札幌市職員共済組合の現状	62
第1章 目標	64
1 国の参酌基準	64
2 保険者としての目標値	64
第2章 対象者数	65
1 特定健康診査	65
2 特定保健指導	65
第3章 実施方法	66
1 特定健康診査	66
2 特定保健指導	68
3 周知や案内の方法	69
4 事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法	70
5 受診券・利用券・代行機関	70
6 特定保健指導対象者の重点化	70
7 年間スケジュール	71
第4章 個人情報の保護	72
第5章 実施計画の公表・周知	72
第6章 実施計画の評価及び見直し	72
第7章 その他	73
資料編	74

(参考) 関係法令等

- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- 特定健康診査等基本指針
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準  
（平成19年12月28日厚生労働省令第157号）
- 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に関する大臣告示  
（厚生労働省告示第3～8号、10号、91～93号、150号、179号）

## 序章 計画策定にあたって

### 1 背景及び趣旨

平成18年6月に医療制度改革関連法が制定され、医療費適正化を図るため、各医療保険者に特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施が義務付けられ、現在第2期（平成25年度～平成29年度）が終了し、第3期（平成30年度～平成35年度）が開始される。

国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて、糖尿病、高血圧症等の生活習慣病による外来受療率が増えており、75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。生活習慣病の発症後、食事や運動等の生活習慣の改善がないままだと、やがては虚血性心疾患や脳血管疾患等を発症する危険性が高まる。

このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、この結果、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ、適切な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となる。

このことから、特定健康診査等は、第3期においても、これらの発症及び重症化予防に重点を置き、40歳から74歳の医療保険加入者に対し実施される。

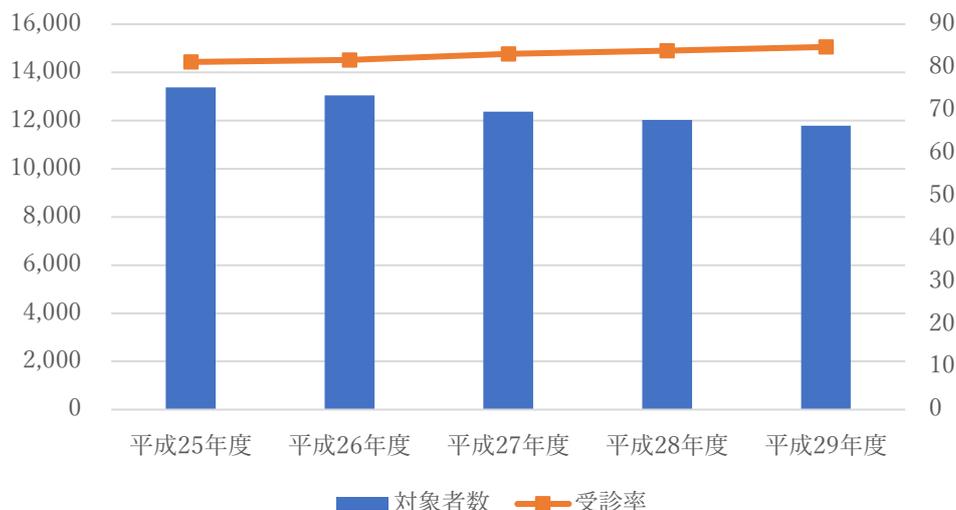
### 2 札幌市職員共済組合の現状

特定健康診査等実施計画の第2期が開始された平成25年度は、特定健康診査を受診した者のうち、特定保健指導対象者は1,262人（受診者の11.6%）であったが、平成29年度の特定保健指導対象者は1,083人（同10.8%）に減少した。

しかし、特定健診受診率と特定保健指導実施率に目を向けると、特定健康診査受診率は順調に増加している一方（平成25年度：81.2% → 平成29年度：84.7%）、特定保健指導実施率は第2期開始年度である平成25年度の36%をピークに年々減少し、平成28年度には23.5%まで落ち込んでいる。

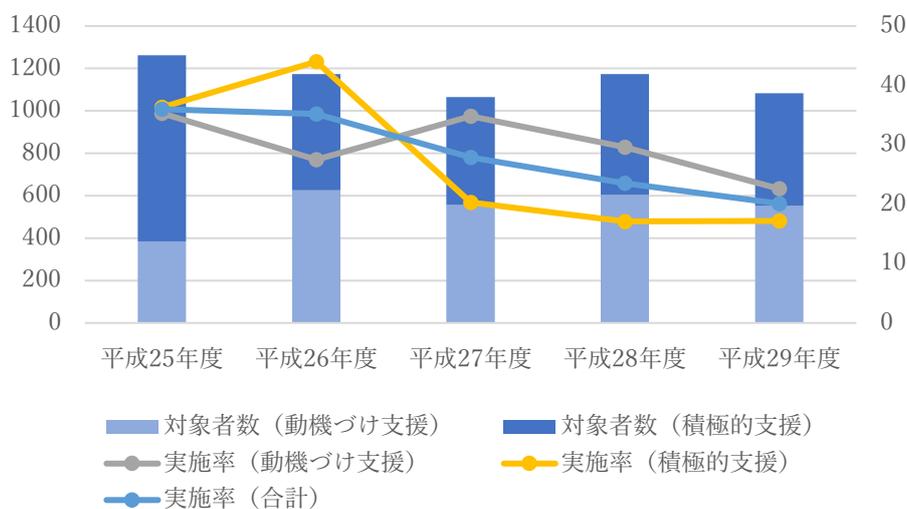
第3期からは特定保健指導に関する制度も変更され、より柔軟な特定保健指導の実施が認められるため、そのような制度変更も活用し、実施率の向上を図る。

特定健康診査対象者数及び受診率推移



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者数(人)	13,376	13,050	12,372	12,023	11,784
受診率(%)	81.2	81.7	83.1	83.8	84.7

特定保健指導対象者数及び実施率推移



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者数：人 (動機づけ支援)	385	625	557	605	552
対象者数：人 (積極的支援)	877	548	508	568	531
実施率：% (動機づけ支援)	35.3	27.5	34.8	29.6	22.6
実施率：% (積極的支援)	36.3	44	20.3	17.1	17.2
実施率：% (合計)	36	35.2	27.9	23.5	20.1

## 第1章 目標

### 1 国の参酌標準

各医療保険者が設定すべき平成35年度（計画終了年度）時点における目標値の参酌標準が、厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本指針に示されている。

表1: 国の参酌標準

項目	全国目標	共済組合の参酌標準
特定健康診査の実施率	70%	90%
特定保健指導の実施率	45%	45%

### 2 保険者としての目標値

各保険者は、平成35年度の目標値を国の参酌標準に即して設定するが、特定健康診査等の実施率については、各年度の目標値についても定める。

当共済組合の目標値は以下のとおりとする。

表2: 各年度の目標値

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健康診査 受診率	85%	86%	87%	88%	89%	90%
特定保健指導 実施率	25%	30%	35%	39%	42%	45%

特定健康診査の実施率の最終目標値は、国の参酌標準の90%とし、第2期特定健康診査等の受診率を踏まえ、毎年一定の割合で段階的に実施率を高めていくこととする。

特定保健指導の実施率については、国の参酌標準45%を最終目標値とする。

## 第2章 対象者数

### 1 特定健康診査

計画期間（平成30年度からの6年間）の加入者の推計が困難であるため、平成30年度の推計値で算出する。

表3: 特定健康診査の対象者数<sup>\*1</sup>

加入者数（全対象者）×健診実施率＝想定実施者数（対象者数）

区分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者	加入者数(人)	11,788	11,788	11,788	11,788	11,788	11,788
	健診実施率	85%	86%	87%	88%	89%	90%
	想定実施者(人)	10,019	10,137	10,255	10,373	10,491	10,609

### 2 特定保健指導

平成30年度から平成35年度までの特定保健指導対象者数は、平成28年度の対象者数を基に想定する。

特定保健指導実施率は、第1章2の表2のとおり、平成30年度から平成35年度にかけて段階的に実施率を向上させ、最終的に国の参酌基準である45%とする。

表4: 平成28年度の特定保健指導対象者数

区分	対象者数
動機付け支援	605人
積極的支援	568人
合計	1,173人

<sup>\*1</sup> 任意継続組合員を含み退職派遣を除く。

## 第3章 実施方法

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施場所

特定健康診査は、当共済組合の施設である「札幌市職員共済組合 健康管理センター 健診所」（以下「健診所」という。）及びその他の委託健診機関で実施する。

#### (2) 実施形態

従来から、当共済組合の健康管理センターでは、労働安全衛生法に基づく健診を事業主から受託し、共済独自の福祉事業<sup>\*2</sup>である人間ドック・家族健診等をあわせて、健診所の健診機関に委託して実施している。

特定健康診査についても、各種健診を同日に実施することにより、受診者の利便性を考慮し、現在の実施体系のなかで位置づけ、健康管理センターを中心に実施することとする。

#### (3) 実施項目

特定健康診査の内容が網羅された、生活習慣病健診、家族健診及び人間ドックを受診することで、特定健康診査の実施に代えることとする。

なお、任意継続組合員及びその被扶養者は、特定健康診査の健診コースを実施する。<sup>\*3</sup>

表5: 特定健康診査(基本項目)と健診コース

健診コース	生活習慣病 健診	家族健診	人間ドック	特定健康診査
対象者	組合員	被扶養者	組合員、被扶養者	任意継続組合員 及びその被扶養者
特定健康診 査基本項目	既往歴、診察、身長、体重、腹囲、BMI、血圧、肝機能(GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP)、 血中脂質(中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール)、空腹時血糖、HbA1c、尿(糖、蛋白)			
その他の項目※	視力、聴力(家族健診は実施しない)、尿、血液、心電図、胸部 X 線、胃 部 X 線、便潜血、眼底、腎機能検査			貧血、心電図、眼底、 腎機能検査
人間ドック項目			肺機能、血清検査、腹 部超音波	

※ 労働安全衛生法に基づく実施項目、共済福祉事業としての実施項目を含む。

<sup>\*2</sup> 福祉事業 地方公務員等共済組合法第112条に基づき実施している、人間ドック、家族健診、婦人科検診等のこと。

<sup>\*3</sup> 任意継続組合員及びその被扶養者は希望により差額を自己負担し、生活習慣病健診及び家族健診と同じ内容の健診を実施する。ただし、任意継続組合員のうち再任用短時間勤務職員である者は、事業主健診である生活習慣病健診等の対象となる。

重症化の進展を早期にチェックするため必要に応じて行われる詳細な健診の項目と健診コースの関係は下表のとおりである。

表6: 特定健康診査(詳細項目)の取扱い

健診コース	生活習慣病健診	家族健診	人間ドック	特定健康診査
健診コースに含まれる詳細項目	貧血・心電図・眼底 ・腎機能検査	貧血・心電図・眼底 ・腎機能検査	貧血・心電図・眼底 ・腎機能検査	貧血・心電図・眼底 ・腎機能検査

#### (4) 実施時期又は期間

受診希望者の確実な受入れ及び利便性を考慮し、原則、通年実施とする。

#### (5) 受診方法とその流れ

##### ア 通常の流れ

(ア) 前年度の2月に、事業主健診を含む健診の実施案内を各職場へ送付し、家族健診、人間ドックの募集を行う。受診期間は通年とする。

(イ) 受診予定月の前月25日頃に翌月分の間診票を送付する。

(ウ) 受診の際は、間診票等を指定された実施場所に持参する。

(エ) 「健康診断結果のお知らせ」(結果通知)は、概ね2～3週間後に送付する。

##### イ 特定健康診査のみの場合

(ア) 任意継続組合員とその被扶養者については、各職場への案内が不可能であるため、9月頃に、実施案内を自宅へ郵送し募集を行う。受診期間は概ね11～3月とし、特定健康診査のみのコースを実施する。<sup>\*4</sup>

(イ) その他はアの(イ)～(エ)と同じ。

##### ウ 年度途中の加入・脱退への対応

(ア) 年度途中で脱退した場合は、その時点で健診の対象外とする。

(イ) 年度途中に加入した場合は、法律上特定健康診査の対象者から除外されるが、共済福祉事業としての健診自体は、加入期間は受診可能である。<sup>\*5</sup>

#### (6) 外部委託

本章1の(2)「実施形態」のとおり、健康管理センターの既存の実施体系のなかで特定健康診査を実施することが、受診率(実施率)を高めるため最も合理的である。さらに、当共済組合の要望を反映しやすく、実施効果を高める工夫が講じやすい、等のメリットがあることから、健診所での健診業務を受託する医療機関に個別契約で委託する。なお、委託先は、厚生労働大臣が定める「特定健康診査の外部委託に関する基準」を満たしていることを要件とし、地方公務員等共済組合法施行規程に定める契約方法により、手続きを行う。

<sup>\*4</sup> 任意継続組合員のうち再任用短時間勤務職員である者は、生活習慣病健診の対象になるのでアにより受診。その被扶養者はイにより受診

<sup>\*5</sup> 労働安全衛生法に基づく健診の対象者とするか否かは、事業主の判断となる。

## 2 特定保健指導

### (1) 実施場所

当共済組合の委託先である「札幌市職員共済組合 健康管理センター」、又は、勤務先において、直営又は委託により実施する。

### (2) 実施項目

特定健康診査の結果から、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第4条に基づき、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）のリスクに応じ「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に階層化を行い実施する。

表7: 動機付け支援・積極的支援対象者の選定基準(階層化)

腹囲	追加リスク※	④喫煙歴	対象	
	①血糖②脂質③血圧		40～64歳	65～74歳
(男性) 85cm以上 (女性) 90cm以上	2つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMI25以上	3つ該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	/		

※ 血糖：空腹時血糖 100mg/dl 以上 又は HbA1c5.6%以上 又は随時血糖 100mg/dl 以上  
 (随時血糖はやむを得ず空腹時以外においてHbA1cを測定しない場合かつ食直後を除き使用可)  
 脂質：中性脂肪 150mg/dl 以上 又は HDL コレステロール 40mg/dl 未満  
 血圧：最高血圧 130mmHg 以上 又は 最低血圧 85mmHg 以上

#### ア 情報提供

##### (ア) 対象者

特定健康診査の受診者全員

##### (イ) 内容

「健康診断結果のお知らせ」に、生活習慣病等に関するパンフレット等を同封する他、庁内ホームページ、共済だより等を活用し広く組合員に内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防に関する情報提供を行う。

#### イ 動機付け支援及び積極的支援

##### (ア) 対象者

表7のとおり。ただし、2年連続して積極的支援対象になり、1年目積極的支援を終了した人であって2年目に状態が改善している人は動機づけ支援とする。

##### (イ) 実施方法

###### a 支援期間

保健師、管理栄養士等が6か月間支援を行う。

## 第2部 | 第3期特定健康診査等実施計画

※第3期より3ヶ月以上の継続的な支援終了後の実績評価が可能になった。平成30年度はまだその運用は行わないが、今後導入を検討する。

### b 支援内容

対象者が生活習慣を振り返ることで、自らの改善点に気づき、行動変容ができるよう支援する。

### c 支援形態

国が示すプログラムのとおりとする。

### d 実績評価

特定保健指導終了時（開始から6か月後※第3期の途中で3か月後に変更する可能性あり）に面接又は通信により、対象者の生活習慣改善状況、行動計画に基づいた目標の達成度等について把握するとともに実績評価を行う。

## (3) 実施時期又は期間

特定健康診査の実施期間等に照らし、通年実施とする。

## (4) アンケートの実施

アンケート調査を実施し、特定保健指導を受けた感想等について把握する。

## (5) 特定保健指導未実施者への対応

特定保健指導対象者として案内を行っても、指導を受けなかった対象者への対応として、受講勧奨を行う。

## (6) 外部委託

委託者の選定としては、特定保健指導を効率的に実施するため、特定健康診査結果を持ち合わせることのできる健診所において健診業務を受託する医療機関に対し委託することが望ましいと考える。具体的には本章1の(1)「実施場所」にある特定健康診査の委託先である、健診所において健診業務を受託する医療機関に個別契約で実施する。

## 3 周知や案内の方法

下記に例示した方法等から効果的な方法を選択してタイムリーに周知や案内を行う。

### ア 周知

#### (ア) 当共済組合による周知

実施通知

広報誌「SAPPORO きょうさい」

庁内ホームページ

#### (イ) 事業主等との協力による周知

安全衛生委員会等におけるPR

被扶養者が見る可能性のある広報媒体の利用（医療費通知その他配布物）

イ 案内

特定健康診査の案内については、本章1の(5)「受診方法とその流れ」のとおり。

特定保健指導の案内については、「健康診断結果のお知らせ」の指示事項等により、対象者に個別に案内する。

4 事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法

ア 事業主（札幌市）からのデータ受領

本章1の(2)「実施形態」のとおり、当共済組合は事業主健診の大部分を受託し、共済福祉事業を加えた内容で、当共済組合が健診機関に委託している。健診結果データについては、健診機関から当共済組合に対し電子データで納品されている。特定保健指導に利用する労働安全衛生法に基づく健診結果データの提供については、事業主に提供を求める。<sup>\*6</sup>

当共済組合が受託していない事業主健診のデータについては、紙ベースでデータ収集を行う。

イ 個人（組合員、被扶養者）等からのデータ受領

上記アと同様に、紙ベースでデータ収集を行う。

5 受診券・利用券・代行機関

本章1の(2)の「実施形態」、2の(6)の「外部委託」のとおり、特定健康診査及び特定保健指導は個別契約で実施するため、集合契約で使用する受診券・利用券の発行は行わない。

また、代行機関についても、当面利用の予定はない。

6 特定保健指導対象者の重点化

階層化の結果、対象となった者全員に保健指導を実施する。

---

<sup>\*6</sup> 高齢者の医療の確保に関する法律第27条第2項に基づく。

## 7 年間スケジュール

※ 30年度以降は基本的には30年度の繰り返し

30年度	
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定健康診査・特定保健指導の実施(通年)</li> <li>● 健診委託先との契約</li> <li>● 特定保健指導対象者の抽出、案内開始</li> </ul>
5月	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 決算組合会</li> </ul>
7月	
8月	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次年度の集合契約の必要性の判断</li> <li>● 任意継続の実施案内の送付</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>前年度結果抽出</u><sup>*7</sup></li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>国への実績報告</u></li> <li>● 任意継続の健診実施(~3月)</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● レベルアップ事業要求</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予算編成</li> <li>● 事業主健診の未受診者に対する受診勧奨</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次年度健診実施案内の送付</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予算組合会</li> <li>● 次年度健診申込み受付</li> <li>● 実施評価まとめ</li> </ul>
週次	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 結果納品、階層化</li> <li>● 結果発送(指導案内)</li> </ul>
月次	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 問診票発送日</li> <li>● 支払日</li> </ul>

\*7 下線は、前年度実績の国への報告関連

## 第4章 個人情報保護

### ア 記録の保存方法

特定健康診査等の記録は、札幌市職員健康管理システムにおいてデータベースの形式で、原則として5年間保存を行う。随時、データの利用状況、保存方法について検証を行い、保存年限を超えた場合の取扱いを定める。

### イ 管理体制

データのセキュリティ対策、取得、第三者提供、開示等については、「札幌市職員共済組合個人情報の保護に関する規程」をはじめ関係法令、ガイドライン等を遵守し、データの正確性の確保、漏洩防止措置などの適切な措置を行う。

個人情報保護管理者：共済組合事務局長、個人情報保護管理補助者：健診事業課長

また、特定健診・特定保健指導実施機関、国等の関係機関、個人など外部とのデータ授受に関するセキュリティ対策に留意する。

さらに、委託先との関係においても、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等について、契約において明文化するとともに、監督・指導を行う。

## 第5章 実施計画の公表・周知

当共済組合ホームページに掲載するなどして、実施対象者に対しわかりやすく周知する。

また、特定健康診査等を実施する趣旨については、第3章3の「周知や案内の方法」の方法により、周知を図る。

## 第6章 実施計画の評価及び見直し

### ア 目標値の達成状況

毎年10月頃に前年度の実施率について、国への実績報告のデータを作成する必要があるが、その際に特定健康診査等の実施率を把握し、達成状況について評価する。

### イ その他の評価

第3章2の(2)「実施項目」の(イー(イ)ーd)により短期的改善効果について評価を行う。

### ウ 評価者

上記の評価は、健診事業課長が適宜、召集する評価チームにより実施する。

### エ 計画の見直し

本計画を実態に即したより効果的なものにするため、上記の評価を活用し必要に応じて計画内容の見直しを行う。

## 第7章 その他

### ア 事業主との連携

当共済組合は、事業主から労働安全衛生法に基づく健康診断、保健指導を受託し、札幌市産業医や安全衛生委員会と連携し、一体的に健康管理事業を実施してきた。特定健康診査等においても、案内・実施・普及・啓発・指導などあらゆる局面で事業主と連携・協力し事業の効果的な実施を図る。

### イ 組合員の受診等にかかる時間の取扱い

組合員の特定健康診査は事業主健診に含まれるため、受診に要する時間は職務を専念する義務が免除になっている。

特定保健指導については、指導に要する時間について職務を専念する義務が免除になるよう事業主と協議する。

### ウ 保険者協議会等との連携

北海道保険者協議会及び道内5共済組合との連携協力を図る。

### エ がん検診等との一体的実施の維持

生活習慣病、家族健診、人間ドックにはがん検診の項目も含まれているが、特定健康診査との同時実施を継続することにより、受診者への利便性を確保するとともに健診の付加価値を高め、実施率の向上を図る。

## (1) 特定保健指導の概要

### 「動機づけ支援」

#### ① 目的（めざすところ）

対象者への個別支援又はグループ支援により、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立てることができるとともに、保健指導終了後、対象者がすぐに実践（行動）に移り、その生活が継続できることを目指す。

#### ② 対象者

健診結果・質問表から、生活習慣の改善が必要と判断された者で、生活習慣を変えるに当たって、意思決定の支援が必要な者を対象とする。

#### ③ 支援期間・頻度

原則1回の支援とする。

#### ④ 支援内容

対象者本人が、自分の生活習慣の改善点・伸ばすべき行動等に気づき、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容とする。

詳細な質問票において対象者の生活習慣や行動変容のステージ（準備状態）を把握し、対象者の生活習慣改善を動機づけるために次に示す支援を行う。

##### a 面接による支援

- 生活習慣と健診結果との関係の理解、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識の習得、生活習慣の振り返り等から、対象者本人が生活習慣改善の必要性に気づき、自分のこととして重要であることを理解できるように支援する。
- 対象者本人が、生活習慣を改善するメリットと現在の生活を続けるデメリットについて理解できるように支援する。
- 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。
- 対象者の行動目標や評価時期の設定を支援する。必要な社会資源を紹介し、対象者が有効に活用できるように支援する。
- 体重・腹囲の計測方法について説明する。

## —資料編—

- 生活習慣の振り返り、行動目標や評価時期について話し合う。
- 対象者が行動目標・行動計画を策定できるように支援する。

### b 6か月（又は3か月）後の評価

- 6か月（又は3か月）後の評価は、個別の対象者に対する保健指導の効果に関するものである。
- 設定した個人の行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて評価を行う。
- 必要に応じてより早期に評価時期を設定し、対象者が自ら評価するとともに、保健指導実施者による評価を行う。
- なお、評価項目は対象者自身が自己評価できるように設定する。

## ⑤ 支援形態

### a 面接による支援

- 1人20分以上の個別支援、又は1グループ80分以上のグループ支援（1グループは8名以下とする）。

### b 6か月後の評価

- 6か月後の評価は、面接あるいは通信等を利用して行う。
- 6か月後の評価の実施者は、初回面接を行った者と同一の者とするこを原則とするが、同一機関内であって、組織として統一的な実施計画及び報告書を用いるなど、保健指導実施者間で十分な情報共有がなされているならば、初回面接を行った者以外の者が評価を実施しても差し支えない。

## 「積極的支援」

### ① 目的（めざすところ）

「動機づけ支援」に加えて、定期的・継続的な支援により、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を設定し、目標達成に向けた実践（行動）に取り組みながら、支援プログラム終了後には、その生活が継続できることをめざす。

### ② 対象者

健診結果・質問票から、生活習慣の改善が必要な者で、そのために専門職による継続的できめ細やかな支援が必要な者。

### ③ 支援期間・頻度

3か月以上継続的に支援する。

### ④ 支援内容

詳細な質問票において対象者の生活習慣や行動変容のステージ（準備状態）を把握し、健診結果やその経年変化等から、対象者自らが自分の身体に起こっている変化への理解を促すとともに、対象者の健康に関する考えを受け止め、対象者が考える将来の生活像を明確にする。その上で、行動変容の必要性を実感できるような働きかけを行い、具体的に実践可能な行動目標を対象者が選択できるように支援する。具体的に達成可能な行動目標（対象者にできること）は何かについて優先順位をつけながら一緒に考え、対象者自身が選択できるように支援する。

支援者は対象者の行動目標を達成するために必要な支援計画をたて、行動が継続できるように定期的・継続的に介入する。

積極的支援期間を終了するときには、対象者が改善した行動を継続するように意識づけを行う必要がある。

#### a 初回時の面接による支援

- 動機づけ支援と同様の支援

#### b 3か月以上の継続的な支援

- 3か月以上の継続的な支援については、支援A（積極的関与）及び

## —資料編—

支援B（励まし）によるポイント制とし、支援Aのみで180ポイント以上、又は支援A（最低160ポイント以上）と支援Bの合計で180ポイント以上の支援を実施するものとする。

### 支援A（積極的関与タイプ）

- ・行動計画の実施状況の確認を行い、栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な指導を行う。
- ・中間評価として、取り組んでいる実践と結果についての評価と再アセスメント、生活習慣の振り返りを行い、必要があると認めるときは、行動目標や計画の再設定を行う。

### 支援B（励ましタイプ）

- ・行動計画の実施状況の確認と行動計画に掲げた行動や取り組みを維持するために賞賛や励ましを行う。

#### c 6か月（又は3か月）後の再評価

- 6か月（又は3か月）後の評価は、個別の対象者に対する保健指導の効果に関するものである。
- 設定した個人の行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて評価を行う。
- 必要に応じてより早期に評価時期を設定し、対象者が自ら評価するとともに、保健指導実施者による評価を行う。
- 継続的な支援の最終回と一体的に実施しても差し支えない。
- 中間評価や6か月（又は3か月）後の評価の実施者は、初回面接を行った者と同じの者とするを原則とするが、同一機関内であって、組織として統一的な実施計画及び報告書を用いるなど、保健指導実施者間で十分な情報共有がなされているならば、初回面接を行った者以外の者が評価を実施しても差し支えない。

#### ⑤ 支援形態

##### a 初回時の面接による支援

—資料編—

● 動機づけ支援と同様の支援

b 3か月以上の継続的な支援

支援A（積極的関与タイプ）

- ・初回面接支援の際に作成した特定保健指導支援計画及び実施報告書の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基づいた支援を行う。
- ・個別支援A、グループ支援、電話A、e-mailA（e-mail、FAX、手紙等）から選択して支援する。

支援B（励ましタイプ）

- ・支援計画の実施状況の確認と励ましや賞賛をする支援をいう。
- ・個別支援B、電話B、e-mailB（e-mail、FAX、手紙等）から選択して支援する。

c 6か月（又は3か月）後の評価

- 6か月（又は3か月）後の評価は、面接又は通信等を利用して行う。

⑥ 支援ポイント

	基本的なポイント	最低限の介入量	ポイントの上限
個別支援A	5分20ポイント	10分	1回30分以上実施した場合でも120ポイントまで
個別支援B	5分10ポイント	5分	1回10分以上実施した場合でも20ポイントまで
グループ支援	10分10ポイント	40分	1回120分以上実施した場合でも120ポイントまで
電話A	5分15ポイント	5分	1回20分以上実施した場合でも60ポイントまで
電話B	5分10ポイント	5分	1回10分以上実施した場合でも20ポイントまで
e-mailA (e-mail、FAX、手紙等)	1往復40ポイント	1往復	
e-mailB (e-mail、FAX、手紙等)	1往復5ポイント	1往復	

標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】より抜粋

## (2) 第二期から第3期にかけての変更点

①厚生労働省において、平成29年度の実績から各保険者別に特定健診・特定保健指導の実施率を公表

②特定保健指導の運用ルールの見直し

- (1) 特定保健指導の実績評価時期：現行6か月後→3か月後でも可とする
- (2) 初回面接と実績評価の同一機関要件の廃止
- (3) 健診当日に結果がそろわなくても、初回面接の分割実施を可能とする
- (4) 2年連続して積極的支援に該当した場合、1年目に比べて2年目の状態が改善していれば、2年目の特定保健指導は、動機づけ支援相当で可
- (5) 積極的な支援の対象者への柔軟な運用でのモデル実施の導入。保健指導の投入量ではなく、3か月後に改善しているかどうかで評価・報告
- (6) 通信技術活用した初回面接（遠隔面接）の事前届出を廃止（平成29年度～）

③特定健診の項目の追加

- (1) 糖尿病性腎症の重症化予防を推進するため、詳細健診に「血清クレアチニン検査」と追加
- (2) 歯科口腔の保健指導や受診勧奨の端緒となるよう、質問票に「食事をかんで食べる時の状態」に関する質問を追加

④その他の運用の改善

- (1) かかりつけ医で実施された検査データを本人同意のもと特定健診データとして活用できるようルールの整備
- (2) 被用者保険から市町村国保に、特定健診・保健指導の実施を委託できるよう。保険者間の再委託の手続等を提示
- (3) 初回面接のグループ支援の運用緩和